

はじめに

沖縄県民の多くが反対し、沖縄県知事、県議会そして県内のすべての市町村長及び議会が反対しているにもかかわらず、垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイが、岩国基地を經由して沖縄県の普天間基地に配備されました。開発段階から事故を繰り返し、日本国内で飛行するために必要なオートローテーション機能も備えないオスプレイは、配備直前にも重大事故を起こしているにもかかわらず安全性に問題はないとされました。日米合同委員会は、①米軍施設以外の垂直離着陸モードでの飛行、②週末及び祝日の飛行、③学校・病院を含む人口密集地の飛行、④22時から6時までの夜間の飛行は運用上必要と認められるものに限定するとされましたが、しかし、この合意は全く無視され続けています。

米軍は、昨年4月に示されたオスプレイの飛行に関する「環境レビュー」において、日本国内に7つ存在するという飛行訓練ルートの内6ルートで、オスプレイの低空飛行訓練や夜間飛行訓練を実施するとしていましたが、今年3月6日から四国上空の通称オレンジルートで低空飛行訓練及び夜間飛行訓練が実施されました。当該自治体には前日に通知がされましたが、2度目の訓練は全く通知なしに実施されています。

米国内においては、地域住民の反対によってオスプレイの飛行訓練が延期や中止の事態になっている現実があります。しかし、日本政府はこれだけ大きな反対の声があるにもかかわらず、まったく米国と交渉することなく配備を容認してしまいました。日本政府は、国民の側を向かず米国の側を向いて政治を行っているとの印象さえ受けます。

今後、墜落の危険性の高いオスプレイの飛行訓練を止め、人口密集地に存在する普天間基地からオスプレイを排除していくためには全国から反対の声をあげていかなくてはなりません。その際、住民の安全と安心を守ることを第一義とする地方自治体の持つ平和力を生かすことが重要です。そこで平和フォーラムは、オスプレイの訓練が予想される全国の自治体を対象に「オスプレイ配備に伴う米軍機による低空飛行訓練に関するアンケート」調査を行いました。アンケートでは、まず、これまでも米軍の空母艦載機や海兵隊機などが各地で低空飛行訓練を実施していることに着目し、飛行ルート下にある自治体が、従来の飛行訓練の実態をどのくらい把握し、国に対してどう意見表明しているのかを調査しました。第2に、危険なオスプレイの訓練に対する自治体の状況認識や対応の方針を聞きました。約8割の自治体から回答が届き、多くの添付資料を含めて貴重な情報をいただきました。ここに上梓した報告書は、それらを私たちになりに分析・整理したものです。

沖縄のとりくみに見られるように自治体の意見表明が大きな力になることを考えれば、本冊子は、オスプレイ配備や飛行訓練をやめさせるための全国的とりくみのベースになるはずです。本冊子が、飛行ルート下の地方自治体が、住民の安全・安心を守るために大きな声をあげていく一助になること、そして全国の運動にとって大きな力になることを切望いたします。

私たちは、私たち自身の命を守るためにも、オスプレイを撤退させ、米軍機の低空飛行訓練をやめさせるべく、米軍基地問題への取り組みを強化していかなくてはなりません。

フォーラム平和・人権・環境
事務局長 藤本 康成

白ページ
(表紙内側)

<目次>

はじめに	p. 1
●本編	p. 3 ～
1. 自治体アンケートの調査概要	
1) 名称	
2) 調査対象	
3) アンケート項目	
4) 添付資料	
2. 調査結果	p. 4 ～
1) 回答状況	
2) 従来からの米軍機低空飛行訓練について	
① 全国で続く空からの恐怖	
・ 訓練ルートから外れた目撃情報も	
・ 米軍機による訓練ルートごとの低空飛行訓練回数の分布	
② 日米合同委員会合意の履行状況	
・ 小学校をめがけて急降下	
・ 人口密集地域上空もおかまいなく	
・ 原子力施設の上空も飛行	
参考資料:沖縄県で合意違反の飛行繰り返すオスプレイ	
③ 低空飛行の中止を求め続ける自治体	
3) オスプレイによる低空飛行訓練について	
① 市町村の7割には、説明も資料提供もないまま	
② オスプレイ低空飛行訓練の内容は不明のまま	
③ オスプレイ低空飛行訓練をめぐる二重基準について	
④ 自治体としての方針は?	
3. まとめと提言	p. 29 ～
1) まとめ	
2) 提言	
●資料編	p.32 ～
【資料1】 自治体に送付したアンケート用紙	
・ 添付資料から	
日米合同委員会合意(99年1月、12年9月)	
オスプレイの機体情報と運用計画	
【資料2】 自治体からの回答・総表	
【資料3】 自治体からの回答・一覧	
おわりに	p.64

1. 自治体アンケートの調査概要

1) 名称:「オスプレイ配備に伴う米軍機による低空飛行訓練に関するアンケート」

2) 調査対象:226自治体(27道県、199市町村)

「環境レビュー」に示された6本の訓練ルート及びブラウン・ルート(中国山地)など低空飛行の情報がある計226自治体(27道・県、199市町村)を拾い出しました。

3) アンケート項目:

アンケート全文は、資料編32～33ページに掲載しましたが、大きく2つで構成されます。

Q1. 従来からの米軍機低空飛行訓練について

① 米軍機による低空飛行(訓練)の有無。

・「ある」と答えた場合、以下の質問へ。

・ 市民からの苦情や目撃情報の有無。・騒音(爆音/轟音)や爆風による被害(ガラス窓や温水器・太陽光発電パネル破損など)、さらに乳牛、豚、鶏、馬といった家畜への影響など。・低空飛行訓練の写真やビデオ。・飛行記録を取っている人を把握しているか。・議会や市町村会などでの決議や意見書、新聞記事などの資料の有無。

⑧「原子力エネルギー施設や民間空港などを、安全かつ実質的な形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物(学校、病院等)に妥当な考慮を払う」、「週末及び日本の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する」とした日米合同委員会合意(34ページ)の遵守について。

Q2. オスプレイによる低空飛行訓練について

① 国からの説明ないし資料提供を受けた事実はあるか?

② 上記①で、a),b)と答えた場合、オスプレイの低空飛行訓練の内容(例えば添付資料36ページ)に関する説明は含まれているか。

③ 米国では、オスプレイ配備や低空飛行訓練に関し、国家環境政策法(NEPA)により住民が意見を述べ、環境影響評価書の作成・公表が義務づけられている。キャノン空軍基地(ニューメキシコ州)配備オスプレイの低空飛行訓練計画では計画が延期されている。日本では、沖縄県内の全自治体をはじめ、全国知事会が「緊急決議」を挙げているにも関わらず、配備及び訓練が始まっている。このダブル・スタンダードについてどう考えるか。

a) 住民・自治体の懸念に配慮し、低空飛行訓練は中止すべきである。

b) 米国並みの環境影響評価を実施し、住民、自治体の意見を踏まえた検討を行うべき。

c) 安全保障を米軍に依存する限りにおいて、低空飛行訓練も所要の訓練であり、認めざるを得ない。しかし、住民の安全、安心に最大限配慮するよう米国に要請すべき。

④ 安全性への疑義が払拭されていないオスプレイの低空飛行訓練は、騒音もさることながら、墜落など事故の危険性が強く懸念される。これに対する対応方針は?

4) 添付資料:

・添付資料1:1996年の全国自治体アンケート調査

・添付資料2:オスプレイの低空飛行に関する資料(「環境レビュー」等を参考に作成)

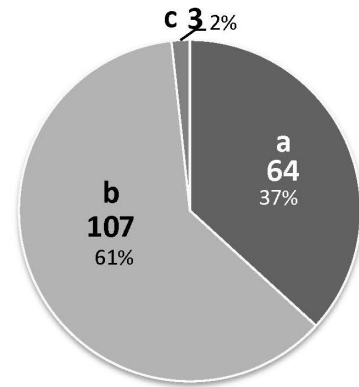
・米ニューメキシコ州キャノン空軍基地配備機による低空飛行訓練計画の延期を伝える「東京新聞」記事(2012年7月19日)。

・日米合同委員会合意(①2012年9月19日, ②1999年1月14日)。

2. 調査結果

1) 回答状況

当初回答期限を11月26日としましたが、できるだけ回答率を高めるため、3度にわたり、電話による催促をし、最終的に174自治体(市町村153、道・県21)から回答を得ました(回答率77%)。兵庫県、島根県は、アンケートそのものへの回答はなく、低空飛行訓練の監視記録や国への要請書などが送付されました。これも、県としての実態を知る手がかりとなるので、「回答あり」に含めました。



2) 従来からの米軍機低空飛行訓練について

① 全国で続く空からの恐怖

—低空飛行訓練が行われているか？

- | | | |
|--------|-----|------|
| a) ある | 64 | (15) |
| b) 無い | 107 | (3) |
| c) 無回答 | 3 | (3) |

* ()内は道・県。以下同じ。

イ) 低空飛行が「ある」と答えたのは64で、全回答数の37%です。

道・県は「あり」が大部分で、「無し」は福島県、富山県です。宮城県は無回答でした。

「ある」とした自治体を**日本地図**に載せたのが**6ページ**の図です。7ページには比較のため1996年のアンケート結果を示しました。

- ・「ある」と答えた自治体による具体的な被害事例を示します。

- ・2010年6月14日、大館市(秋田県)比内町で、地鶏86羽が折り重なって圧死。

- ・2011年3月2日、津山市（岡山県）で、低空飛行による衝撃波で土蔵が倒壊（山陽新聞2011.3.6参照）。

軍用機？低空を飛行

津山 衝撃波で土蔵倒壊か

防衛局が調査

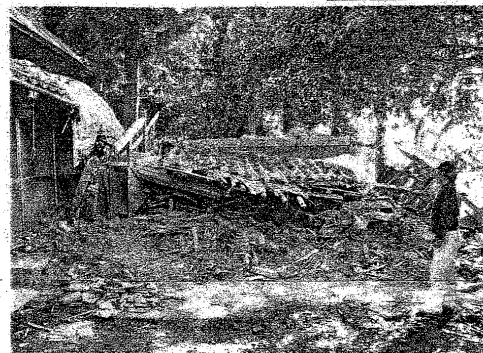
軍用機とみられる飛行機が2日、津山市内を低空飛行したとの目撃情報相次ぎ、直後に民家の土蔵が倒壊していたことが5日分かった。低空飛行の衝撃波による被害の可能性で「ゴー」という激しい音がした後、同市上田邑、農業井口員信さん66万の土蔵（木造2階約20平方メートル）が全壊。隣接する母屋に土蔵の壁などが当たり窓ガラスが割れたが、住人にけがはなかった。

た。井口さん方は山間部にあり、土蔵は築60年以上という。

井口さんは「今まで聞いたことがないぐつ音がし、外へ出ると、土蔵からミリミリという音がして一気に崩れた」と話している。

同事務所と津山市は4日、井口さん方を調査。7日には同防衛局(広島市)が調べる。津山市によると、詳細は不明だが「中国四国防衛局が米軍に照会中」という。警察などには飛行機

の撃情報が複数寄せられ、当時、庭で洗濯物を干していた津山・上田邑、長尾忠子さん(57)は「東から西に向い、飛行機の形がはっきり見えるくらい低い低さで飛んでいた。灰色っぽく先端がとがっていた」と話し、「民



全壊した井口さん方の土蔵＝5日午前9時50分、津山市上田邑

間の軽飛行機ではなかった」と証言する住民もいた。ごう音の通報は備前市の住民からもあった。

近県では2004年、島根県江津市で米軍機の低空飛行訓練による衝撃波で中学校の窓ガラスが割れる被害があった。

2011年3月6日
山陽新聞

ロ) 訓練ルートから外れた目撃情報も

・2008年7月15～16日、八幡浜（愛媛県）上空を米軍機が低空飛行。オレンジルートからかなり外れた空域でも確認された（「愛媛新聞」2008年7月19日）。（愛媛県回答）。

ハ) 市町村による詳細な目撃情報記録

継続的、組織的に監視記録をとるいくつかの自治体が、それぞれ詳細な表を添付してくれました。以下、めばしい例を示します。

- ・**本山町**(高知県)—1990年から町役場の業務として、飛来日数、回数などの記録が取られている。94年10月、隣接する大川村の早明浦ダム湖で墜落事故が起きている。
- ・**若桜町**(鳥取県)—98年から継続して、場所、時間などに関する飛行記録が取られている。

本山町

米軍機飛来記録（年別集計）

1990年～

年	飛来 日数	飛来 回数	飛来 機数	一日最多飛来回数	
				月/日	
90	26 日	53 (5/25から 記録)		09/27	7
91	49	91		10/28	9
92	84	198		05/11	9
93	113	309		03/30 04/01	10
94	73	153		09/14	10
95	98	184		12/07	8
96	58	84		11/22	6
97	48	87		02/21	7
98	19	30		10/21	5
99	31	57		12/17	5
00	17	26	26	08/07 12/04	3
01	19	23	26	01/24	3
02	24	31	41	07/16	3
03	22	30	36	12/18	4
04	33	44	54	11/09	3
05	6	8	9	04/05	2
06	18	29	32	12/19	3
07	29	43	52	01/30 02/16	4
08	25	35	51	12/17	4
09	31	56	76	01/14	9
10	24	42	56	03/18 03/22	5
11	22	49	65	12/15	9
12	16	29	36	12/20	6
13	3	7	10		6

888	1698	570
-----	------	-----

2008年7月19日
愛媛新聞

八幡浜上空

米軍機が低空飛行

15-16日 複數回大洲方面へ

八幡浜市上空などで十五、十六の両日、軍用機とみられる航空機が多数の市民に目撃されていたことが十八日分かった。横田基地（東京都）の在日米軍司令部広報部は愛媛新聞社の取材に対し、「低空飛行したのは間違いないようだ」と米軍機だったことを認めた。

徳島県の吉野川沿い、数回あり、墜落の可能でも十五十六の四日、性から消防や自衛隊が出動する騒ぎがあった。同県は外務省を通じて、低空飛行中止を要請した。同日、一部が米軍機だったことを確認した。

八幡浜市での目撃情報によると、低空飛行は十五日午後九時ごろと十六日午後五時ごろ、同七時ごろの計三回。いずれも宇和海側から大洲方面に抜ける北東方向の飛行コースとみられる。

同市郷の市職員山本数道さん(五十)は十六日午後七時ごろ、自宅近くで、山の尾根ぎりぎりの超低空飛行を目撃。灰色の双発プロペラ機で輸送機のような感じだったという。「高度はいるのかどうかは確

尾根から約五十メートル。当然と思った瞬間通りが過ぎたとき驚いた。在日米軍司令部広報部は米軍機の所属や飛行目的、機種などについて「作戦上のことなので答えられない」と話した。

愛媛県総務管理課によると、同日の低空飛行に関し県内では喜多郡内子町から「爆音を聞いた」との連絡一件があった。同課は「高度規制を破っていた。」

窓のしようがない。他自治体からも頻繁に情報が寄せられるようなら対応を検討する」とした。

県内には徳島側から四国上空に進入する米軍の低空飛行訓練ルートがあり、西条市の四国電力加茂発電所などを仮装標的に戦闘機などがたびたび低空飛行。一九九四年には高知県早浦ダム上流で墜落事故が起き

【2012年(今回)実施のアンケート結果】

- ・名称:
「オスプレイ配備に関わる米軍機低空飛行訓練アンケート」
- ・調査対象:226自治体(27道県、199市町村)
- ・回答:174件(回答率:77%)

低空飛行の目撃が

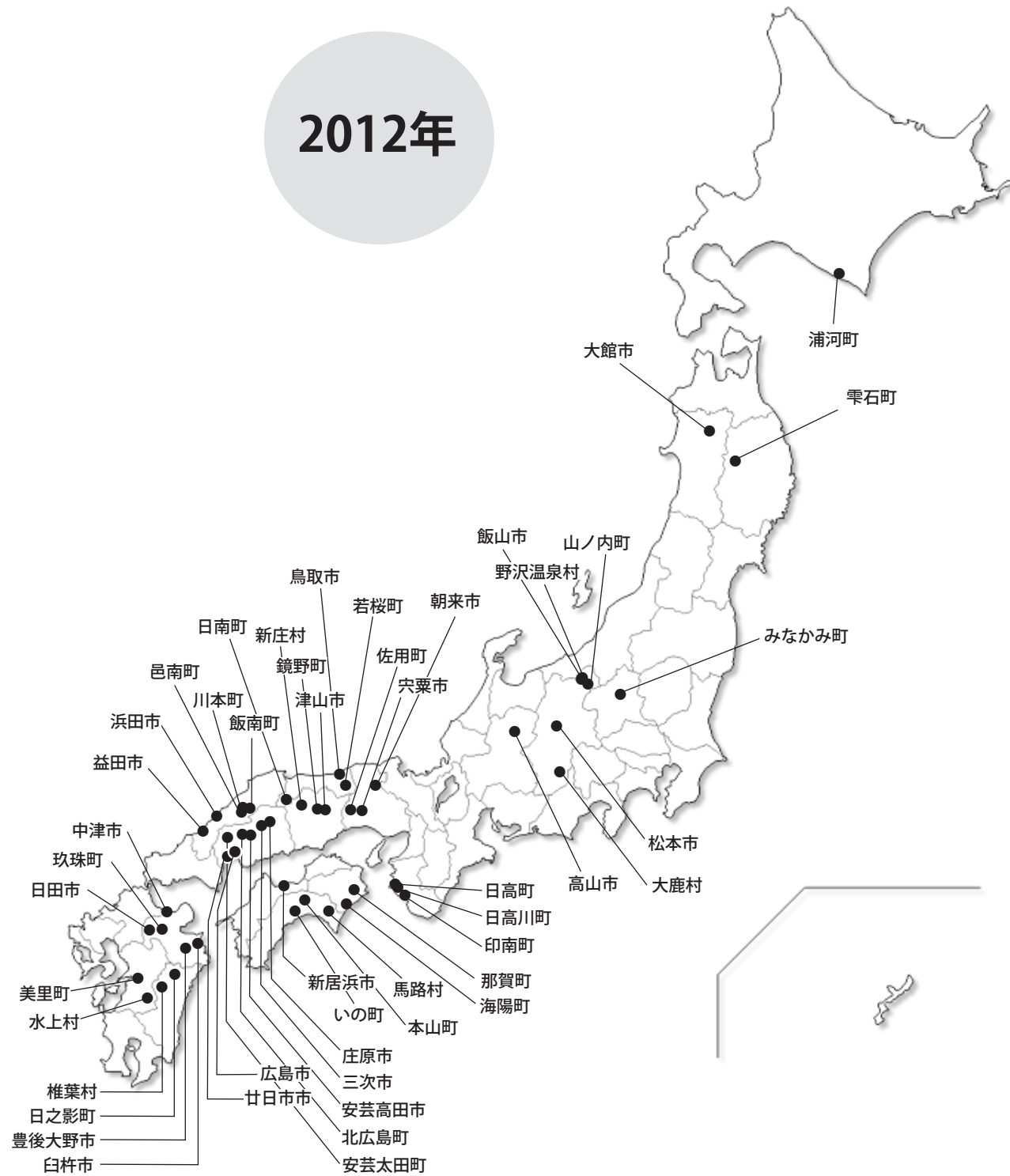
確認された自治体

【1996年実施のアンケート結果】

- ・名称:「米軍機低空飛行全国自治体アンケート」
- ・調査対象:389自治体(24道県、365市町村)
- ・回答:306件(回答率:79%)

「脱軍備ネットワーク・キャッチピース」報告集(1998年)より

2012年

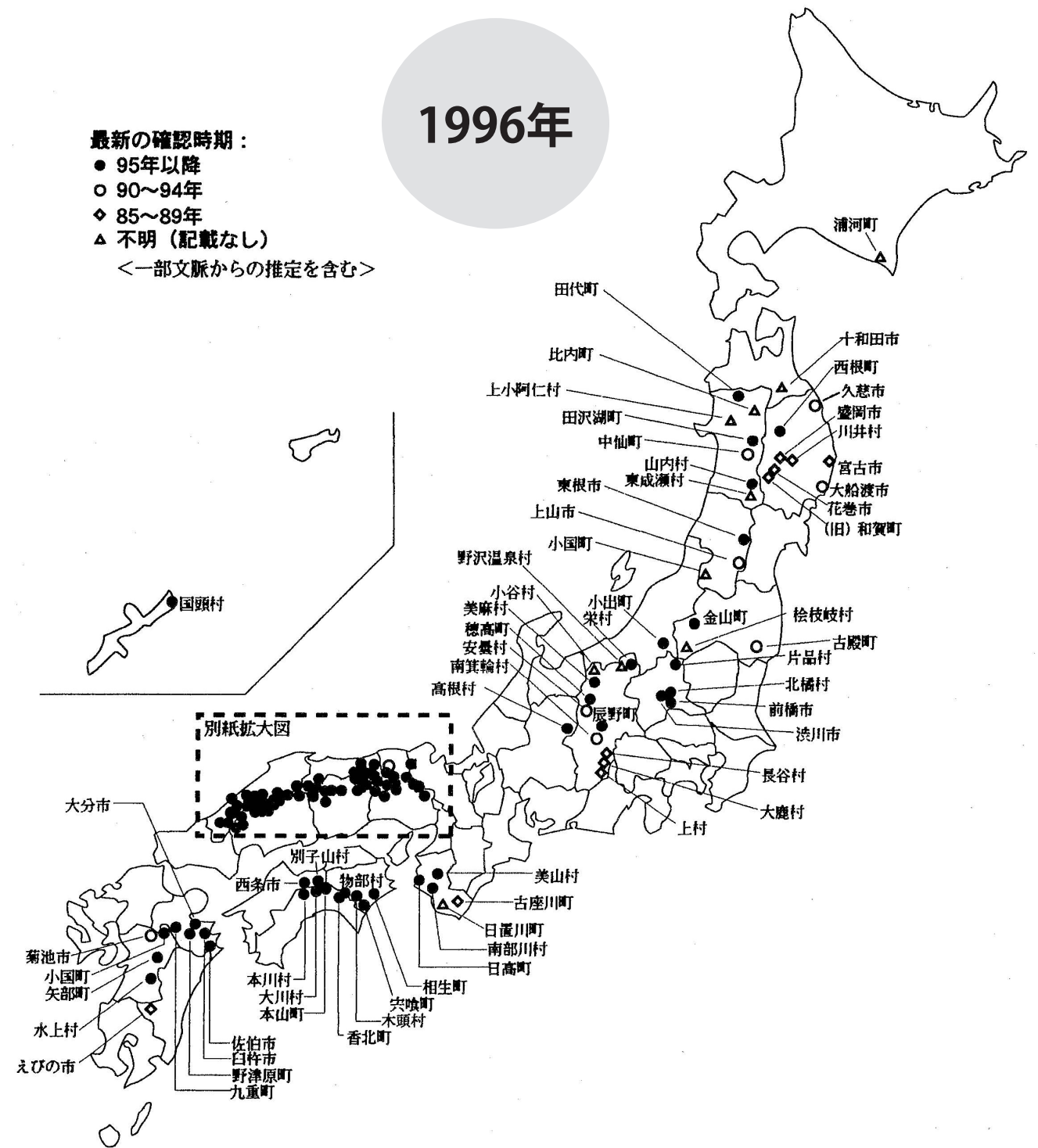


1996年

最新の確認時期:

- 95年以降
- 90~94年
- ◇ 85~89年
- △ 不明(記載なし)

<一部文脈からの推定を含む>



・浜田市、益田市(島根県)-1999年から市内地域毎の目撃件数の記録が取られている。

浜田市

米軍機低空飛行訓練目撃件数															
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25.2月末
浜田	6	0	0	0	0	14	0	17	5	3	0	9	22	111	11
金城	8	6	2	11	5	5	1	3	4	9	7	2	25	93	25
旭	9	27	66	7	3	0	1	2	31	20	14	36	40	68	17
弥栄	5	1	14	5	43	41	18	1	0	1	4	4	17	35	8
三隅	0	14	0	16	8	0	0	0	0	0	2	0	18	11	1
計	28	48	82	39	59	60	20	23	40	33	27	51	122	318	62

www.city.hamada.shimane.jp/kyukyu/kikikanri/kurashi/koukuki.html

・県として記録を持っているところー鳥取県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、徳島県、兵庫県。

特に広島県は、1997年から県内の市町村から地元の目撃情報を報告するシステムを作り、その結果を半年ごとに政府に提出し、低空飛行の中止を求める活動の根拠としている。
*高知県もあると推測される。

二) 米軍機による訓練ルートごとの低空飛行訓練回数の分布

平成の合併により自治体数が減少した面があるとはいえ、1996年のアンケート調査で23道・県の131市町村が「ある」としたのと比べると、「ある」との答えが、かなり減っています。特に北海道、東北地方がほとんどゼロに近く、同じ領域で1996年には24あるのと比べ著しく少ないです。

そこで、厚木、岩国の航空機によるルートごとの低空飛行訓練回数の分布をみてみます。

ルート別の低空飛行訓練回数(リムピースHPのデータを基に作成)

2003年	パープル	イエロー	ブラウン	オレンジ	ブルー	ピンク	グリーン	合計
空母艦載機(厚木)	—	4	18	44	18	17	2	103
海兵隊機(岩国)	95	69	120	42	1	1	1	329
合計	95	73	138	86	19	18	3	432
比率(%)	22	17	32	20	4	4	1	
2002年	パープル	イエロー	ブラウン	オレンジ	ブルー	ピンク	グリーン	合計
空母艦載機(厚木)	—	5	31	77	65	12	3	193
海兵隊機(岩国)	46	32	54	47	3	1	0	183
合計	46	37	85	124	68	13	3	376
比率(%)	12	10	23	33	18	3	1	
空母艦載機(厚木)	パープル	イエロー	ブラウン	オレンジ	ブルー	ピンク	グリーン	合計
2012年	—	0	3	71	66	0	7	147
2011年	—	0	11	108	66	2	8	195

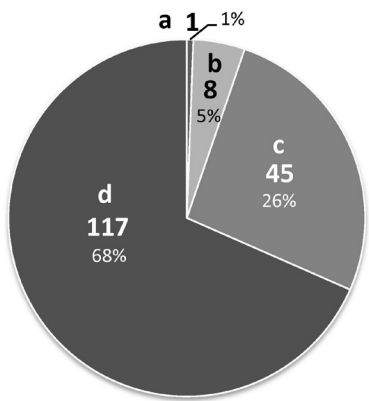
厚木の空母艦載機は、主にオレンジ、ブルールートを使用し、岩国の海兵隊機は、オレンジ、ブラウン、パープル、そしてイエロールートを使用している様子が分かります。これは、オスプレイの本土における低空飛行訓練が、キャンプ富士と岩国を拠点に実施されるという時に、それぞれ東と西のルートを使用するであろうことを示唆しています。

年による変動がかなりありますが、東北地方は、全体の5%前後で、もともと回数は少ないので、目撃回数が少ないのは、その反映でもあります。これに加え1996年頃は、1995年の早明浦ダムの墜落事故などにより、全国的に関心が高まった時期です。それから17年を経過して、自治体の関心が低下しているのかもしれない。

逆に中国、四国地方では、広島県、島根県、鳥取県などのように、市町村と県との連携や情報の集約体制が確立し、毎年、苦情や被害状況データを政府に提出し、低空飛行訓練の中止要請が継続されています。これは画期的なことです。

② 日米合同委員会合意の履行状況

- a) 十分配慮されている。 1 (0)
- b) ほとんど順守されていない実態がある。 8 (0)
- c) わからない。 45 (11)
- d) 無回答 117 (7)



イ) 本合意(●ページ)は、1999年1月に日本政府が初めて低空飛行訓練を認め、それを機に、住民の安全に配慮するとの姿勢から、公共施設(学校、病院など)、原子力施設の上空を飛行しない、土日祝日はできるだけ飛行しない等を確認し合った文書です。この遵守の是非を判断するためには、相当な監視体制が必要です。従って、現状では、c)、d)の回答が多くを占めています。
広島県のように県として明確に指摘していくためには、市町村と県が連携し、事実をつかみ、その情報を活かしていく取り組みの定着が課題となります。

ロ) 「遵守されてない」と明確に答えたのは、以下の8市町村です。本山町(高知県)、水上村(熊本県)、日の影村(宮崎県)、日南町(鳥取県)、浜田市、益田市(島根県)、三次市、安芸高田市(広島県)。確かな目撃情報を把握しなければ、この答えはできません。

浜田市では、騒音調査を開始し、夜間、休日を含め、騒音などの実日数を記録しています(「在日米軍機飛行騒音などの状況」参照)。認定こども園では、2012年6月27日の飛行について、「多くの子供は耳をふさぎ、うずくまって泣いている」と訴えています。

ハ) 広島県の「平成24年度上半期 米軍機の低空飛行訓練目撃情報などの概要」(10ページ)から

本アンケートに回答していませんが、電話でホームページを見てほしいとされた広島県は、1997年から県内の情報を集約し、それに基づいて具体的に合意に反した事実をまとめ、毎年政府に提出しています。その「平成24年度上半期 目撃情報」によれば、県内9市町で、目撃実日数115日、目撃件数1012件に上ります。週末・休日では、実日数19日、延べ43件が目撃されています。19時から7時までの夜間・早朝では延べ96件の目撃があります。

二) 防衛省の「苦情受け付け状況」から見える日米合意違反の事例

熊本県の回答に添付されていた防衛省の「米軍機の低空飛行訓練等に対する苦情受付状況」一覧表(11ページ)によれば、2002年から計1533件の苦情が防衛省に届いています。そのうち1020件は群馬県です。これは、渋川周辺の人口密集地域での対地攻撃訓練の結果と考えられます。これを基に調べたところ、1件ごとの受付状況表の分析から以下の事例が浮かび上がりました。

平成 2 4 年度上半期 米軍機の低空飛行訓練目撃情報等の概要

1 総 括

平成 2 4 年度上半期の米軍機低空飛行訓練目撃情報を、県内市町からの報告を基に取りまとめた。

県内 9 市町で目撃され、目撃実日数は 1 1 5 日、目撃件数は延べ 1, 0 1 2 件となっている。

2 市町別

目撃情報の多くは、北広島町等の県北地域と廿日市市等の沿岸地域である。

市 町	北広島町	廿日市市	江田島市	安芸太田町	広島市	大竹市	庄原市	三次市	安芸高田市
目撃実日数	79 日	64 日	48 日	42 日	25 日	22 日	5 日	3 日	1 日
目 撃 件 数	357 件	282 件	170 件	129 件	25 件	34 件	7 件	7 件	1 件

※ 目撃実日数の合計は、市町間の重複があるため、上記の目撃実日数 115 日とは一致しない。

3 曜日別

週末・休日において、実日数で 1 9 日（土曜日 6 日、日曜日 1 0 日、祝日 3 日）、延べ 4 3 件目撃されている。

曜 日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日 (月～金 内数)
目撃実日数	22 日	19 日	19 日	21 日	18 日	6 日	10 日	3 日
目 撃 件 数	182 件	215 件	226 件	243 件	118 件	9 件	19 件	15 件

4 時間帯別

1 9 時から 7 時までの夜間・早朝において、延べ 9 6 件目撃されている。

時 間 帯	～7 時	7 時 台	8 時 台	9 時 台	10 時 台	11 時 台	12 時 台	13 時 台	14 時 台	15 時 台	16 時 台	17 時 台	18 時 台	19 時 台	20 時 台	21 時 台	22 時 台	23 時 台	不 明
目 撃 件 数	1	7	22	121	95	110	119	69	120	92	81	54	21	28	36	13	18	0	5

5 年度別（期別）推移

年度（期）	2 1 （2009）年度			2 2 （2010）年度			2 3 （2011）年度			2 4 （2012）年度		
	上期	下期	計	上期	下期	計	上期	下期	計	上期	下期	計
目撃実日数 (週末・休日)	107 (12)	106 (10)	213 (22)	112 (20)	124 (17)	236 (37)	103 (12)	129 (24)	232 (36)	115 (19)		
目 撃 件 数 (週末・休日)	412 (20)	393 (25)	805 (45)	712 (49)	767 (43)	1, 479 (92)	675 (25)	1, 373 (92)	2, 048 (117)	1, 012 (43)		

www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/81992.pdf

米軍機の低空飛行訓練等に対する苦情受付状況

(2012/5/31現在・単位:件)

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	県別計
北海道	9		3	6	1	1		2		4		26
青森県	15	31	1	6	5	3	6	2	5			74
秋田県	15	14	14	5	2			2	6	14	1	73
岩手県	2		1						1	4		8
山形県										1		1
宮城県	9		2				2	2	1		1	17
福島県	2	1	1				1					5
東京都		1	2	1				1	1		1	7
埼玉県											1	1
群馬県	9	16	15	16	37	259	137	164	158	193	16	1020
長野県	13	5		1	4	4	4	9	1	1	1	43
新潟県	4					1	5					10
栃木県		1										1
茨城県							1	1				2
千葉県										1		1
神奈川県								1		2		3
静岡県						1		1	3	2		7
山梨県	3						1	12	3	8	1	28
岐阜県									1			1
愛知県									1	1		2
三重県							2					2
和歌山県							1		2	3		6
兵庫県				1			2		1			4
島根県		2	3	1	1	3	4	2		18	3	37
岡山県	1			1		3			1	2		8
広島県	2	13	1		4	3	4	1	4	4		36
山口県											1	1
徳島県		1					3	1	1	4		10
愛媛県							1		2	7	1	11
高知県			1						1	2		4
熊本県	1	1				2	3			3		10
大分県		1							1	22	5	29
宮崎県	1				1	1			3	2		8
鹿児島県					1	1	3	9	13	15		42
合計	86	87	44	38	56	282	180	210	210	313	32	1538

注 1： 本表は、住民及び自治体等から各地方防衛局(2007年8月31日以前は各防衛施設局)に寄せられた苦情の受付件数を集計したものである。
注 2： 2012年度については、2012年5月31日現在のものである。(2012年7月27日・防衛省提出資料)

◎小学校など公共施設をめがけて急降下

- ・2008.11.4（火）―江津市桜江町。ジェット機と思われる航空機が超低空飛行している。小学校上空を10回程度旋回していた。授業が妨げられ、学校の上を飛ぶのはやめてほしい。
- ・2009.6.18（木）―浜田市弥栄町弥栄小学校の教頭から連絡(苦情)。小学校に急降下し、その後、低空飛行の後、急上昇して見えなくなった。当時、給食の準備中であり、興奮する児童、怖がる児童がいた。大人でも怖かった。
- ・2011.2.24（木）―島根県浜田市旭町。島根あさひ社会復帰促進センターから。複数の戦闘機がセンター上空を低空飛行して旋回した。

◎人口密集地域の上空もおかまいなく

- ・2012.2.5（日）、群馬県前橋市。航空機が昨夜も今日も飛行して非常にうるさい。土日は休みたいので、飛行は止めてほしい。群馬県からの要望:これから公立高校の入試などがあり、騒音が続くと試験に支障がある。入試日に決して飛行しないようお願いする。
- ・2012.3.6（火）、前橋市、高崎市、渋川市、安中市、大田市、富岡市、吉岡町、中之条町及び昭和村周辺の上空。ジェット機の騒音が非常にうるさい。このような飛行は今すぐ止めてほしい。群馬県からの要望:今年になって最もひどい騒音であり、受験直前にもかかわらず県民の不安をあおるような飛行が繰り返されており遺憾である。このような飛行の即時中止を強く要請する。
- ・2011.2.17（木）、前橋市、高崎市、渋川市、伊勢崎市、及び榛東村周辺の上空。ジェット機の騒音が今週に入って連日、うるさい。群馬県からの要望:2006年度から5年連続で同時期に苦情を受けている。前橋・高崎両市合わせて人口72万人のこの地域で、米軍の訓練が毎年繰り返されているのは、「人口密集地域等に妥当な考慮を払う」という日米合同委員会の合意事項に抵触しているのではないか。

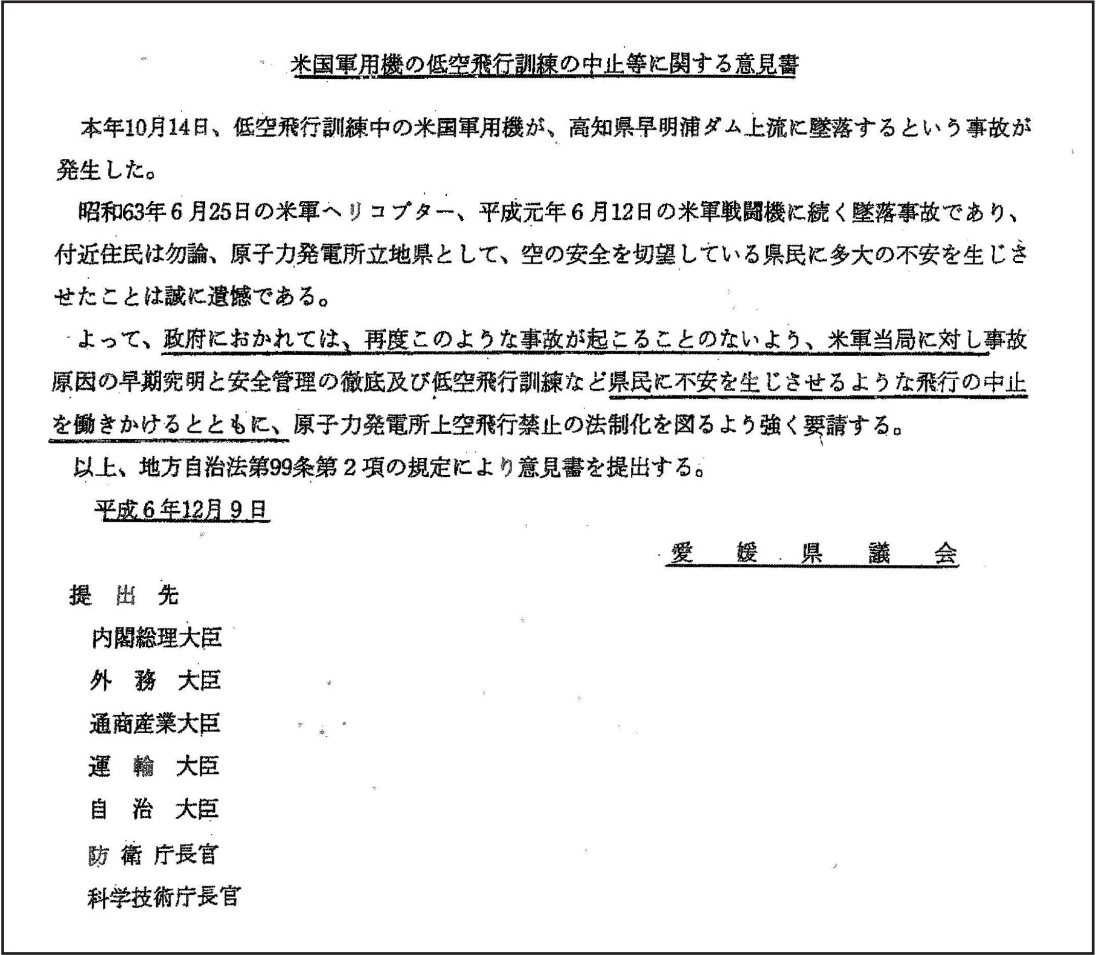
◎原子力施設上空の飛行

さらに驚くことに、原子力施設上空の飛行も複数、苦情がきているのです。以下の例は、どれも個人でなく、当該施設の公的な報告としての苦情です。

- ・2007.4.11（水）―岡山県苫田郡鏡野町上斎原。日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター(職員)から。ジェット機2機。西から東へ通過し、再びUターンして西へ。「当事務所は航空路誌において施設上空の飛行は避けるよう周知されている原子力関連施設であり、岡山県地域防災計画において飛行規制措置の遵守を県から要請されていることから、上空飛行を避けてもらいたい。」
- ・2006.4.3（火）―青森県東通村東通原子力発電所総務課長より。本日の昼と夕方の2回、戦闘機が原子力発電所上空を通過及び旋回した。職員一同大変驚いている。翌日、米軍報道部は、三沢のF-16戦闘機であることをメールで回答した。

ホ) 愛媛県議会が原子力発電所上空飛行禁止の法制化を求める

愛媛県回答には、1994年10月の早明浦ダム湖での墜落事故を受けて、**1994年12月9日に、愛媛県議会が採択した「米国軍用機の低空飛行訓練の中止などに関する意見書」**(13ページ)が添付されていました。同意見書は、早明浦ダムでの墜落事故は、「昭和63年6月25日の米軍ヘリコプター、平成元年6月12日の米軍戦闘機に続く墜落事故であり、付近住民はもちろん、原子力発電所立地県として、空の安全を切望している県民に多大の不安を生じさせたことは誠に遺憾である。」としたうえで、「原子力発電所上空飛行禁止の法制化を図るよう強く要請する」と結んでいます。ちなみに昭和63年の米軍ヘリ墜落事故は、伊方原発サイトのすぐそばで発生しています。



参考資料:沖縄県の要請文「オスプレイに関する確認について」(12年12月25日)

沖縄県が県内自治体からの情報などを基に調査・分析した結果、2012年10月1日～11月30日においてオスプレイの飛行に関して「318件の合意違反」があったとした報告書を沖縄防衛局と外務省あてに送付しました。その集計表を**14ページ**に示します。

目撃情報を継続的に集めている自治体の記録から、日米合意で留意されている事項が遵守されていない実態が浮き彫りになっています。現状の日米合意は、拘束力を持つものではありません。しかし、市民の安全、安心を得るために合意したはずであり、守られねば意味はないのです。政府は日米合意に拘束力を持たせるよう交渉すべきです。それができないのであれば、低空飛行を認めないという要請をしていくことが重要です。

オスプレイの飛行実態の目視調査結果(集計表)

(調査期間:平成24年10月1日～11月30日)

(単位:件)

市町村名	総件数	日米合同委員会合意事項に反する飛行確認数					その他の問題		飛行状況
		A 学校や病院を含む人口密集地上空での飛行	B Aのうち施設・区域外での垂直離着陸モード飛行	C Aのうち転換モードでの飛行	D 夜間飛行	計 A+D	E 騒音	F 粉塵	
沖縄県	12	12	8	2		12			・普天間飛行場の南側から着陸する際に、那覇市、浦添市及び宜野湾市の市街地上空を垂直離着陸モードや転換モードで飛行している。
宜野湾市	240	179	7	5	2	181	※		・市街地の中心にある普天間飛行場では市街地上空を垂直離着陸モードや転換モードで飛行している。 ※目視時間に近い県騒音測定局の測定値をオスプレイの騒音とみなした80db以上の騒音(合計144件) 上大謝名局 108件(うち100db以上 3件)、野嵩局 27件、新城局 1件、愛知局 1件、宜野湾局 7件
名護市	60	26	6			26	17		・国立沖縄工業高等専門学校、久辺小学校、久辺中学校及び児童養護施設などの上空を飛行するなど、市街地上空を飛行している。 ・国立沖縄工業高等専門学校の校舎、児童養護施設などごみの施設上空を低空飛行している。 ・久辺小学校、久辺中学校、国立沖縄工業高等専門学校では騒音がひどく、授業に支障が出ている。
那覇市	56	56	31	1		56	2		・新都心などの市街地上空を垂直離着陸モードや転換モードで飛行している。 ・室内のテレビが聞こえないぐらいの騒音があったとの市民からの苦情もある。
東村	24	9	1			9			・役場の上空など市街地上空を飛行している。
浦添市	20	20	18	1		20	4		・那覇市から普天間飛行場へ向かって市街地上空を垂直離着陸モードや転換モードで飛行している。 ・垂直離着陸モード時に騒音がひどく、市民から苦情もある。
伊江村	19	3	1		1	4		6	・真謝集落などの上空を飛行している。 ・環境レビューで使用しないとされているコーラル滑走路でタッチアンドゴーを繰り返し、粉塵を巻き上げている。
金武町	15	3				3			・住宅地上空を飛行していると町民から苦情がある。
北中城村	14	1		1		1			・北中城中学上空を飛行している。
宜野座村	12	2	2			2	1		・宜野座中学校上空や松田区の市街地上空を飛行している。 ・松田区で騒音の苦情がある。
沖縄市	5	3				3			・宮里小学校上空を飛行している。
うるま市	1	1				1			・仲原小学校上空を飛行している。
国頭村	12								
南城市	8								
北谷町	6								
読谷村	5								
中城村	4								
恩納村	3								
糸満市	1								
合計	517	315	74	10	3	318	24	6	

③ 低空飛行の中止を求め続ける自治体

先進的な自治体では、監視体制を強化するとともに、従来からの低空飛行訓練の中止を求める要望を継続的に国に提出しています。

イ) 自治体としての監視体制の強化の動き

・広島県三次市の回答には、多くの監視記録や新聞記事が添付されていました。その中に、2011.12作木小学校上空の低空飛行等を受けて、市職員の目撃情報の報告の徹底、市内の小中学校や公立保育園などを通じて情報を集め、実態把握につなげるとの記事があります(「中国新聞」2012年2月24日)。関連資料として「中国新聞社説」2012年2月27日、16ページ参照。さらに浜田市に見られるように自治体自らが騒音測定を開始し、動かぬ証拠をつかもうとする動きもでてきています。



↑2012年2月24日
←2012年11月24日
中国新聞

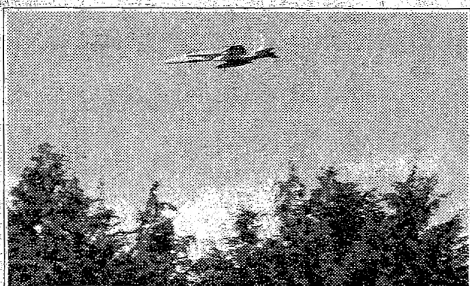
中国山地で米軍機の低空飛行訓練が目立ち始めて、かれこれ20年近くになる。どれだけ怒りの声を上げて、収まる気配はない。「いつ、どこを飛んでもいい」と認める日米地位協定を盾に、米軍が好き放題をしているのが実態といえよう。地元自治体や住民には手詰まり感もあるようだ。最近では学校の真上を平気で低く飛ぶなど、地域の安心・安全を脅かすケースが増えている。何とか歯止めをかけた。浜田市の動きが注目される。米軍機が多く飛来する旭支所に昨年末、市費で騒音測定器を置いた。島根県内では初めてだ。24時間体制でデシベルの数値をチェックし、この1月には著しい騒音だけで5回計測した。まさに

米軍機の低空飛行

「動かぬ証拠」となる。市は岩国基地などの戦闘機が訓練を繰り返す空域「エリア567」の下にある。昨年は島根県全体の半分に当たる122件の目撃情報や苦情が寄せられている。以前は県への報告で済ませていた。姿勢を強めたのは昨年9月末の「事件」からだ。白昼、小学校の頭上でこの音が響き、子どもたちが思わず床に伏したという。市は抗議文を初めて日米政府に送ったが、返事もない。業を煮やした格好で、騒音測定のほか情報収集員の指定などに乗りだした。目に余るケースは、むろん浜田市だけではない。

自治体の監視網広げよ

別の訓練空域「フラウンルート」に近い津山市では昨年3月、米軍機の衝撃波で民家の土蔵が壊れている。12月には三次市北部の小学校上空を超低空で飛んだ。



浜田市旭支所職員が撮影した米軍機
(2011年9月)

低空飛行をめぐっては1999年の日米政府の合意がある。人口密集地や学校、病院には「考慮を払う」としている。だが実態から見ると形骸化は明らかだ。訓練を中止できないというなら、もっと実効性を伴う中身に作り直すべきだ。例えばイタリヤ政府は自国内で米軍の訓練を中止させる権限を持つ。日米地位協定も同様の見直しが必要ではないか。その機運を高めるためにも、より詳細なデータが求められる。騒音測定については「本来は国がやるべきだ」との見方もある。しかし、浜田市のような試みがあちこちに広がれば、米軍側への一定の化を進めるべきであろう。

社説 中国地方の視点から

2012.2.27

口) 渉外関係主要都道県知事連絡協議会(渉外知事会)の「基地対策に関する要望書(別冊)」

米軍基地のある14都道県でつくる渉外知事会の最新の平成24年7月の同文書には、以下の要望が含まれています。

2 日米地位協定に係る要望、(3)3条関係(施設・区域に関する措置)、ウ3項関係[公共安全]

＜航空法第81条の適用除外の見直し＞

(ク)米軍機の飛行については、現在、航空法第81条の最低安全高度の規定が特例法により適用除外とされているので、これを見直し、航空法第81条を適用すること。

＜低空飛行、模擬対地攻撃訓練に係る措置＞

(ケ)低空飛行訓練、模擬対地攻撃訓練等騒音などの環境問題や重大な事故につながる恐れがある訓練については、地域住民の不安を解消するため、その実態を国において明らかにするとともに、このような飛行が行われないよう措置すること。

＜原子力施設周辺などの飛行の中止＞

(コ)飛行場周辺及び飛行コース下の住民は、常に航空機事故の危険にさらされているので、住宅地域、工場地帯及び原子力施設周辺上空における飛行の中止、飛行の制限など徹底した安全対策の措置を講ずること。

その上で、各県も政府に同趣旨の要望を出し続けている。例えば広島県は、1997年度以降、県内の目撃情報を添え、「低空飛行訓練の中止などの措置」をくりかえし要請している。

ハ) 中国地方知事会「平成25年度 国の施策に関する提案書」(平成24年8月)

島根県回答の添付資料の同文書には「17 岩国基地関連対策の推進・充実及び低空飛行訓練の中止」という項目があり、以下のように書かれています。

「提案2 米軍機による低空飛行訓練の中止

中国地方においては、依然として米軍機の低空飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校上空での飛行(平成23年9月 浜田市、23年12月 三次市)や、民家土蔵が倒壊するなどの実害(平成23年3月 津山市)も生じている。

米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識のうえ、速やかに次の措置を講じること。

(1)国において、騒音測定機の設置などにより、主体的に米軍機の低空飛行訓練の実態を明らかにするとともに、米国側への実態の伝達、住民や地方公共団体に対しての政府の対応状況の説明など、現状の改善に向けた最大限の努力を行うこと。

(2)低空飛行訓練が行われないよう措置すること。」

上記の渉外知事会や中国地方知事会の取組みは、極めて重要です。このような訓練ルートに対応した広がりでも中止要請していくことをより広げることが必要です。併せて、オスプレイの配備に当たり特別決議を挙げた全国知事会の要望書に、この問題を明確化させる取り組みも求められます。

3) オスプレイによる低空飛行訓練について

① 市町村の約7割には、説明も資料提供もないまま

- a) 資料提供を受けた。 16 (1)
- b) 説明を受けた。 22 (6)
- a)b)重複 17 (11)
- c) 説明や資料提供は、これまでのところ無い。 106 (1)
- d) 無回答 11 (0)

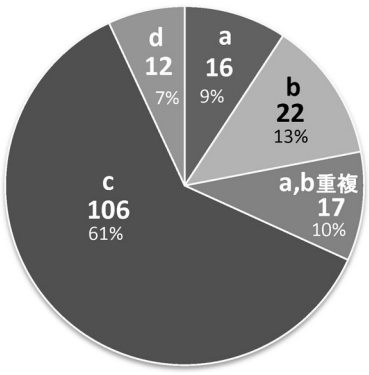
イ) 置き去りにされる市町村

- ・回答したうちの106(市町村105、道県1)の自治体が、公的な説明を受けていないことがわかります。これは全回答数の61%に当たります。市町村だけでみれば69%が置き去りにされているのです。
- ・国としては、各地の防衛局が管轄する領域内の道・県に説明を行い、公開されているレベルの資料提供を行っているだけです。
- ・九州では、19市町村が、九州防衛局による説明会があり、席上、一定の資料を入手したと回答しました。九州防衛局は、2012年10月に各県で自治体説明会を実施ないし個別に訪問していることがわかりました(10月12日、熊本県、16日、宮崎県、18日、大分県)。鹿児島県は個別に来庁。回答からうかがえる入手した資料は、「環境レビュー最終版」、「モロッコ・フロリダ事故分析評価報告」などです。
- ・北関東防衛局は、群馬県のブルー・ルート関係自治体へ資料を提供しています(みなかみ村、沼田市の回答)。渋川、前橋等のエリア型訓練地域への提供の有無は不明です。
- ・上記2防衛局以外の地域では、各県から市町村への情報提供や説明は、県の判断で任意に行っているだけです。国から説明を受けた道・県の内7県が自主的に市町村に説明、ないし資料提供しています。秋田県、山形県、富山県、長野県、高知県、島根県、広島県。

全国知事会などが、自治体や住民への十分な説明を求めています。政府は、基本的には関係する道・県に公開した資料の提供や説明を行っているだけです。市町村へ直接、説明や資料提供はしていないことが浮き彫りになりました。九州、北関東で一部行っただけで、あとは道・県任せです。一部の道・県は市町村への資料提供をしています。それは、あくまでも自主的なものです。

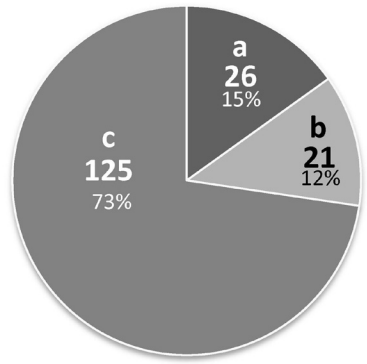
国としては、県に市町村への説明を強制する権限はありません。逆に県としては、市町村のところまで下ろす義務はありません。結果として市町村の70%が置き去りになっているのです。

国は、自治体に知らせ、理解を求めるきめ細かい努力を怠っているのです。市町村には、これに対する不満が相当あり、以下の質問で、低空飛行訓練を容認する自治体が予想以上に少ない結果をもたらす背景となっています。



② オスプレイの低空飛行訓練の内容は不明のまま

- a) 含まれている。 26 (8)
- b) 含まれていない。 21 (6)
- c) 無回答 124 (4)

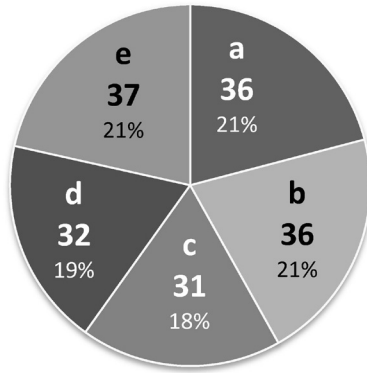


イ) a)「含まれている」が26ありますが、中身は、公表されている「環境レビュー」の低空飛行訓練を説明した個所でしかありません。「6本の訓練ルート」などが入っていれば、オスプレイの低空飛行訓練の内容と考えて、a)と回答したものと思われます。

資料等を入手したうちの半分強が、低空飛行訓練の内容が含まれていると答えたことは、「オスプレイの低空飛行訓練の内容」とはいかなるものかよくわからないまま、回答していると思われます。現時点においてオスプレイ低空飛行訓練の中身に関する情報は、日本政府からは出ていません。防衛省自身を持っていないと思われます。現状では、**36ページのキャノン空軍基地におけるオスプレイの低空飛行訓練計画**の資料が、唯一のものです。

③ オスプレイ低空飛行訓練をめぐる二重基準について

- a) 低空飛行訓練は中止すべきである。 36 (1)
- b) せめて米国並みの環境影響評価を実施し、住民、自治体の意見を踏まえた検討をすべき。 36 (0)
- c) 安全保障を米軍に依存する限りにおいて、低空飛行訓練そのものは認めざるを得ない。 31 (1)
- d) その他 32 (14)
- e) 無回答 37 (2)



イ) 第1の特徴は、「日米安保条約で基地を提供し、米軍に依存する限りにおいて、低空飛行訓練そのものは認めざるを得ない」(回答c)が31 (1)で、全体の18%に過ぎないことです。つまり日米安保条約との関係で「低空飛行訓練を容認している」自治体は全回答の2割弱です。

ロ) 同じ質問に対し、a)「中止を要請」36、b)「ダブルスタンダードをなくせ」36と合計すると72となり、回答全体の42%となります。4割が低空飛行訓練をめぐるあり方に極めて批判的です。

総表(39ページ)にa),b)と答えた市町村名を列挙しました。a),b)ともに東北、中部、四国、九州、中国地方にまんべんなく分布しています。その中には、意見書や要請書を添付した自治体が10以上あります。これらは以下のように大きく5つに類型化できます。

- ・オスプレイの配備計画見直しについて一沖縄県知事(12年10月9日)
- ・オスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を求める一本山町(大川村、土佐町、大豊町と連名。高知県)(21ページ)、信濃町及び野沢温泉村(長野県)、日南町(鳥取県)、邑南町(島根県)。

- ・オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める要望―**徳島県知事**(12年6月18日)(**22ページ**)
- ・「住民の不安が払しょくされておらず、その中での飛行訓練は認められない」。
滝沢村(**岩手県町村会**(12年10月31日)の**緊急要望(22ページ)**、沼田市・みなかみ町・川場村・昭和村連名(群馬県)、**長野県市長会(23ページ)**の各要望書。
岩手県町村会の緊急要望には、「低空飛行訓練においては地上150メートル以上の高度で行うなどの安全確保策が講じられることになっており、政府においては、安全性は確保されていると判断されているところではありますが、住民の不安は払しょくされておらず、その中での飛行訓練は容認されるものではありません」とあります(同趣旨のものとして北秋田市、仙台市、二本松市(福島県)、那賀町(徳島県)、小国町(熊本県)、日之影町(宮崎県)、津和野町(島根県)、野沢温泉村(長野県))。
- ・オスプレイ飛行訓練の安全確保を求め、地元自治体の意向を尊重するよう求める。
東北市長会総会特別決議(12年10月23日)(**23ページ**)、**中国地方知事会共同アピール**(12年11月21日)(**24ページ**)、熊本県申し入れ(12年10月12日)、広島県要請(12年11月21日)などが、これに当たります。

- ハ) d)「その他」が32ありますが、代表的なコメントを県を中心に以下に列举します。
- ・「防衛省はモロッコやフロリダで発生した事故は、人的要因によるものであり、機体自体に問題はなく、安全性は確保されているとして、国内への配備を認めているが、9月には米国内での緊急着陸事案も発生しています。いまだ十分に安全性が確認されたものとはいいがたく県民の不安は払しょくされていないまま、飛行訓練が実施されることは容認できません。国においては、オスプレイの安全性について、今後に必要な検証を行うと共に、県及び関係市町村、県民に対し丁寧な説明を行い、不安の払しょくに努めていただきたいと考えています。」(岩手県)(同趣旨として岐阜県、徳島県)。a)に近い回答です。
 - ・「オスプレイの配備及び訓練については外交・防衛政策に関することであり、日米安全保障条約の枠組みの中で、オスプレイの安全性に対する国民の不安や懸念を踏まえて、日米両政府が判断すべきこと」(大分県。同趣旨が宮城県、群馬県、和歌山県、福岡県、宮崎県)。c)に近い回答です。

両者の中間に、地元自治体の尊重を求める以下があります。

「政府において、その安全性について責任を持って関係自治体に詳細、かつ丁寧に説明するとともに、沖縄県への配備や全国各地で行われる飛行訓練についても具体的内容を明らかにし、関係自治体の意向を十分尊重して対応することが必要だと考えている。」(青森県。同趣旨として、熊本県)。

- 二) 一方で、判断できないとするe)無回答が37あります。しかし、これらがc)を選んでないところに、自治体の不満が見え隠れしています。

外交・防衛は国の専管事項とするのが、自治体の通例の考え方ですから、c)として「低空飛行訓練そのものは認めざるを得ない」が2割弱しかないことは極めて異例なことです。8割の自治体が、何らかの理由で「容認できない」と考え、4割が中止ないし日米の二重基準をなくすべきとしているのです。なかでもa)「中止を求める」がかなりあることは重要です。住民の安全、安心を確保することが自治体の使命とすれば、安全性に不安が付きまとい、「関係自治体や地域住民の懸念を払しょくできないまま」オスプレイの低空飛行訓練を強行することには、納得がいかないという強い意志が読み取れます。

アメリカの二重基準は、多くの問題で存在しますが、オスプレイの配備や低空飛行訓練計画についても、市民の安全や環境への影響という面で、これほどまでに日米で基準が違うのは納得できないとの、率直な思いが回答に反映されています。

高知県 4 町村長の要請書

平成2 4 年8 月1 5 日

様

高知県大川村長 和田 知 士
高知県土佐町長 西 村 卓 士
高知県大豊町長 岩 崎 憲 郎
高知県本山町長 今 西 芳 彦

垂直離着陸輸送機MV 2 2 オスプレイの国内配備撤回を求める要請書

米軍は7 月2 3 日、安全性に強い疑念があり、国内への配備について各方面から反対の声があるにもかかわらず、オスプレイを山口県米軍岩国基地に搬入、今後沖縄県普天間飛行場に配備するとしています。

配備後は、日本全国の訓練ルートにおいて夜間も含めた低空飛行訓練が行われることが予定されており、その飛行高度は地上約6 0 m との報道もされています。

私たちの生活する、高知県中央北部に位置する嶺北地方(大豊町・本山町・土佐町・大川村)では、米軍機の訓練ルートの一つオレンジルートであることが明らかにされており、2 0 数年前より米軍機による低空飛行訓練が頻繁に繰り返され、地域住民は騒音と事故発生の危険にさらされ、その状況は現在も続いています。1 9 9 4 年1 0 月には心配されていた墜落事故が現実のものとなり、早明浦ダム上流に米軍機が墜落、乗員2 人が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。墜落現場の近くには、保育所や住宅等もあり大惨事になるところでした。

現在行われている低空飛行訓練についても許すことができないところへ、今回、事故が頻繁に繰り返され、安全性に強い疑念のあるオスプレイが日本の上空で低空飛行訓練をすることは断じて許すことができません。

日本政府におかれては、こうした国民の安心安全な生活への不安に対する心情を理解の上、米軍等の関係機関に対して、オスプレイの国内配備を撤回するよう申し入れることを強く申し入れます。

要 請 書

防衛大臣 森 本 敏 殿

徳島県内においては、これまでたびたび、米軍機と思われる飛行機による低空飛行が行われ、外務省を通じて、政府から低空飛行の中止を求めるよう要請を行ってきております。

そうした中、防衛省は去る6月13日、米軍普天間飛行場への垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ配備に向け、米側が作成した環境審査報告書を沖縄県に提出した旨を発表しました。

マスコミ報道によると、この報告書には「低空飛行訓練のため国内各地に設定されている『航法経路』で訓練すると明記」され、さらに「和歌山ー徳島ー愛媛」がルートとして報告書の地図に記載されていると報じられております。

しかしながら、「航法経路」とされた本県には、事前に何ら説明がなされなかったことは、誠に遺憾であります。

さらに、事故が相次いで報告されているMV22オスプレイの「航法経路」にあたっていることに、県民は不安を募らせています。

「県民の安全・安心の確保」が最大の責務である徳島県知事として、政府に抗議するとともに、政府の責任において本県上空でのオスプレイの低空飛行訓練が実施されないよう強く申し入れます。

平成24年6月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

＊徳島県の回答から

岩手県町村会の 「緊急要望」 12年10月31日

オスプレイ飛行訓練に関する緊急要望

米軍の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイにつきましては、7月に岩国基地に一時駐機され既に試験飛行も行われたところであり、今後正式に配備され本格的な運用が始まるところであります。米軍の環境審査報告書等によると、国内において6つの訓練ルートが計画され、本県上空も飛行ルートに含まれております。

このような中、オスプレイによる複数の事故に関連して、機体の安全性の検証に係る報道が連日のようになされるなど、安全性を懸念する住民の声も高まっております。

低飛行訓練においては地上150メートル以上の高度で行うなどの安全確保策が講じられることとなっており、政府においては、安全性は確保されていると判断されているところではありますが、住民の不安は払拭されておらず、その中での飛行訓練は容認されるものではありません。

つきましては、政府は、安全性に対して不安を抱いている関係自治体や住民の理解を得る方策を早急に講じるとともに、関係自治体の意向を尊重した迅速かつ真摯な対応をされますよう要望いたします。

徳島県知事の要請書

長野県市長会の 要望書

平成24年9月21日

民主党長野県総支部連合会
代表 北澤俊美 様

国の施策に関する要望書

長野県市長会

MV22オスプレイの安全性の確認について

米軍が政府に提出した環境審査報告書によると低空飛行訓練ルートとして、山形～福島～群馬～新潟～長野～岐阜が入っています。オスプレイは、開発段階、部隊配備後も墜落事故を起こし、低空飛行訓練の危険性が払拭されていません。よって、オスプレイの安全性の確認、確認結果に対するわかりやすく客観的な説明が必要であり、安全性への懸念が払拭されるまでは訓練飛行をさせないように要望します。

＊松本市、飯山市の回答をもとにHPから入手

東北市長会総会の特別決議

2012年10月23日
第161回東北市長会総会(宮城県多賀城市)

MV22オスプレイ飛行訓練の安全確保に関する決議

(秋田県市長会提出)

米垂直離着陸輸送機MV22オスプレイについては、本年4月にモロッコでMV22が、また6月には米国フロリダ州でCV22が墜落し、その安全性について大きな懸念が抱かれているが、国は、9月19日付で、MV22オスプレイの沖縄配備に関する文書において、機体自体に問題がなく、人的要因を改善するための措置が採られたこと等から安全性が確認されたとして、飛行運用を開始したところである。

しかしながら、航空機の安全性は人的要因による事故を防止する方策が十分に確立されなければ確保されず、また、安全対策の実施が米軍に委ねられたままでは、関係する自治体や住民が懸念している安全性について確保されたとは言えない。

米軍の環境審査報告書等によると、オスプレイの航法経路は青森県、岩手県、宮城県及び福島県等上空を通過するグリーンルートや、青森県、秋田県、山形県等上空を通過するピンクルートなど、国内において6つのルートが計画され、東北6県すべての上空が計画された航法経路に含まれているが、その詳細は明らかとなっていない。

よって、国は、次の事項について、特段の措置を講じられるよう要請する。

記

- 1 住民の安全な生活を脅かす恐れがないよう、オスプレイの飛行訓練実施にあたっては、万全の安全対策を講じるよう、米国政府に働きかけること。
- 2 東北各地で行われる飛行訓練等については、事前にその具体的内容を明らかにするとともに、関係自治体の意向を十分尊重して対応すること。

＊仙台市の回答を基もとに、調査し入手

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への
対策について

中国地方においては、米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校上空での飛行や、民家土蔵が倒壊するなどの実害も生じている。

こうした事態について、国の認識と現地の認識に相違があり、事態の改善が図られないという問題がある。

また、今月2日に開催された全国知事会議において、国から岩国飛行場等を使用した本土でのオスプレイの低空飛行訓練などが11月中に始まる旨の説明があった。

関係自治体では、独自に、また全国知事会などを通じて、オスプレイの事故原因と再発防止のための安全対策等について十分な説明を行うよう要請を行ってきたところであるが、未だ地域住民の安全性への懸念は払拭されていない状況にある。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、速やかに次の措置を講じていただきたい。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善について

- (1) 住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置するなど、国の責任において実態調査を実施すること。
- (2) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- (3) 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。
- また、その結果を住民や関係自治体に説明すること。
- (4) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図るため、国と地方の話し合いの場を設置すること。

2 訓練の事前通知

住民生活に影響が大きい訓練については、事前に関係自治体に通知を行うこと。

3 日米合意の厳密な遵守

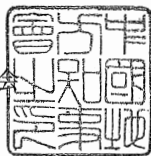
日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険や不安を及ぼし住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

4 オスプレイの安全対策等に関する説明

オスプレイについては、事故再発防止のための安全対策について、国の責任において、関係自治体及び地域住民が納得できるよう十分な説明を行うとともに、飛行訓練に当たっては、飛行ルートや頻度など詳細な訓練計画及び安全確保策等の内容の説明を行うこと。

平成 24 年 11 月 21 日

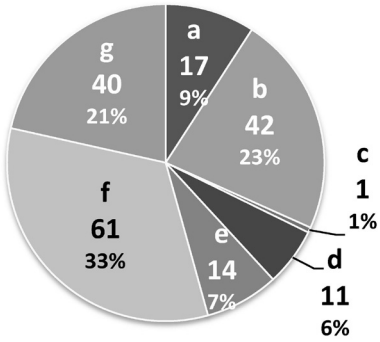
中国地方知事会



鳥取県知事 平井伸治
島根県知事 溝口善兵衛
岡山県知事 伊原木隆太
広島県知事 湯崎英彦
山口県知事 山本繁太郎

④ 自治体としての方針は？

a) 既存の低空飛行訓練の実態を改めて調査。	17	(0)
b) 報道、関連文献など資料収集を進めている。	42	(4)
c) 「環境レビュー」の関連個所を分析している。	1	(0)
d) 周辺自治体間で話題にのぼったことがある。	11	(1)
e) 県とも協議し既に国に中止要請をした。	14	(1)
f) その他	61	(14)
g) 無回答	40	(1)



イ) 質問③と内容が重なった面があり、回答は分散しています。全体としてみると、自治体は、a)既存の低空飛行に関する実態を調査し(17自治体)、b)情報の収集に努め(42自治体)、d)自治体間の相互の情報共有を進め(11自治体)、国に住民の不安を払しょくするような納得のいく説明を求め、あくまでも関係する自治体の意向を尊重するよう求めているのです。関連して、オスプレイの配備に伴い、**広島県**では、従来から行われていた「**目撃情報調査表**」(26ページ)に「オスプレイ」の項目を加えて、オスプレイの監視を強化する動きも出ています(15ページ「中国新聞」2012年11月24日)。

ロ) g)無回答が40あり、態度を決めかねている自治体が4分の1あります。そうした中で、多くが「県や周辺自治体と連携しながら取りくむ」姿勢を示しています。例えば福島県国見町は、「県と連携、情報共有を行っていきたい」とし、同趣旨のものとして山ノ内町、中野市(長野県)、黒部市(富山県)、中津市(大分県)、香美町(兵庫県)、浜田市(島根県)などがあります。

ハ) f)「その他」が61と最多となりましたが、このうち14は道・県で、独自の記述があります。さらに秋田県由利本庄市など9は「現在のところ、本件に係る対応は未定である」とし、他の16は「特になし」としています。

道・県などで代表的な考え方を引用します。

- ・「平成24年10月9日付で、内閣総理大臣に対しオスプレイの配備計画見直しについて要請を行っております」(沖縄県)。
- ・「**渉外知事会(27ページ)**として国に対して「関係自治体の意向を十分尊重するよう」要請している」(北海道)。
- ・「県として今後とも県民の安心・安全を守る立場から国に対して責任ある対応を求めるとともに、低空飛行の禁止や原発周辺・人口密集地域の飛行回避など、日米合意事項の順守について、**全国知事会(28ページ)**を通じて他県とも連携を図りながら実効ある対応を行うよう粘り強く要請していきたい」(愛媛県)。
- ・「政府の責任において安全性や訓練内容に関して説明し、関係自治体の意向を尊重するよう要請していく」(青森県、宮城県、福島県、岐阜県)。

比重の置き方に若干の違いはあれ、道・県に共通しているのは以下の3点です。

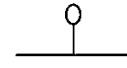
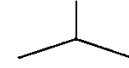
- ・国の責任で安全を確保すべきである。
- ・その場合も、関係する自治体の意向を尊重すべきである。
- ・市民の安全、安心を守ることが第1で、その観点から国に要望していく。

問③への回答にも通じますが、「国の専管事項であるから、国に任せる」という姿勢を取る自治体は、かなり少数です。「防衛・外交は国の専管事項」という常とう句が消え、オスプレイの危険性への不安と、とりわけ低空飛行訓練への恐怖心とがからんで、「住民の不安を払しょくできない限り、低空飛行は容認できない」との思いが伝わってきます。

*島根県の回答から

オスプレイの項目が加わった広島県の「目撃情報調査票」

目撃情報調査票

情報入手日時	平成 年 月 日 () :	記入者	
情報入手方法	☐ 記入者本人が目撃 ☐ 住民からの情報提供 (☐ 電話 ☐ 面談 ☐ その他 _____)		
飛行日時	平成 年 月 日 () 天候		
飛行時間	飛行方向	飛行高度	飛行時の音 大 ← → 小
午前・午後 時 分 ~ 時 分		☐ 超低 ☐ 低 ☐ 中 ☐ 高 ☐ 不明	1・2・3・4・5 機
午前・午後 時 分 ~ 時 分		☐ 超低 ☐ 低 ☐ 中 ☐ 高 ☐ 不明	1・2・3・4・5 機
午前・午後 時 分 ~ 時 分		☐ 超低 ☐ 低 ☐ 中 ☐ 高 ☐ 不明	1・2・3・4・5 機
午前・午後 時 分 ~ 時 分		☐ 超低 ☐ 低 ☐ 中 ☐ 高 ☐ 不明	1・2・3・4・5 機
午前・午後 時 分 ~ 時 分		☐ 超低 ☐ 低 ☐ 中 ☐ 高 ☐ 不明	1・2・3・4・5 機
午前・午後 時 分 ~ 時 分		☐ 超低 ☐ 低 ☐ 中 ☐ 高 ☐ 不明	1・2・3・4・5 機
午前・午後 時 分 ~ 時 分		☐ 超低 ☐ 低 ☐ 中 ☐ 高 ☐ 不明	1・2・3・4・5 機
目撃場所	(区分) ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他		
機種 (戦闘機・尾翼により判断)	垂直尾翼2枚	垂直尾翼1枚	☐ オスプレイ
	☐ ホーネット  (垂直尾翼が上向き)	☐ プラウラー  (垂直尾翼に膨らみ)	☐ その他 ()ヘリコプター ()
		☐ ハリアー  (水平尾翼が斜め下向き)	
			☐ 不明
被害状況	☐ 一般生活(個人宅)への影響⇒ ()		
	☐ 公共施設等への影響		
	☐ 学校・教育施設⇒ ☐ 授業中断 ☐ その他 ()		
	☐ 病院・医療施設⇒ ☐ 診療中断 ☐ その他 ()		
	☐ 公共的活動(自治会行事等)⇒ ☐ 行事中断 () ☐ その他 ()		
	☐ その他(施設:)⇒ (内容:)		
その他	☐ 企業活動への影響(施設:)⇒ (内容:)		
	☐ その他 ()		
	☐ 被害なし		

※「飛行高度」「飛行時の音」の目安

飛行高度	超低	機体が大きく見え、パイロットも見える状況。バリバリと大きな爆音を伴う飛行。
	低	機体がやや大きく見える状況。かなり大きな爆音を伴う飛行。
	中	機体が見え、大きな爆音で飛行。
	高	機体は小さく見え、爆音が聞こえる。
	不明	音は聞こえるが、機体は確認できない。
飛行時の音	1	爆音が非常に大きく、会話の声、テレビの音が全く聞き取れない。窓ガラス、家具等が震動する。
	2	爆音が大きくうるさい。会話の声、テレビの音が聞こえない。
	3	爆音がうるさい。会話の声、テレビの音は聞こえるが、何を話しているか聴き取りにくい。
	4	爆音はうるさいが、会話の声、テレビの音は聞こえる。
	5	爆音は聞こえるが、会話の声、テレビの音はよく聞こえる。

※ 情報提供者の個人名は記入しなくても可。その場合「〇〇町住民」などと記入してください。

※ 目撃場所、飛行方向、飛行高度、機種及び機数、被害状況などは、分かる範囲で、できるだけ具体的に記入してください。

※ 写真等の関連資料がありましたら提供してください。

「渉外知事会」の緊急要請

MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急要請

平成24年7月10日

外務大臣 玄葉 光一郎 殿
防衛大臣 森本 敏 殿

渉外関係主要都道県知事連絡協議会
(略称:渉外知事会)

会長 神奈川県知事 黒 岩 祐 治
副会長 青森県知事 三 村 申 吾
副会長 長崎県知事 中 村 法 道
副会長 沖縄県知事 仲井眞 弘 多
北海道知事 高 橋 はるみ
茨城県知事 橋 本 昌
埼玉県知事 上 田 清 司
千葉県知事 森 田 健 作
東京都知事 石 原 慎太郎
山梨県知事 横 内 正 明
静岡県知事 川 勝 平 太
広島県知事 湯 崎 英 彦
山口県知事 二 井 関 成
福岡県知事 小 川 洋

6月29日、米国政府から日本政府に対し、海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備について通報がありました。

機体は、7月下旬に陸揚げのため岩国飛行場に到着する予定で、当該機の安全性に関して日本政府が有する懸念に鑑み、米国政府は、調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるMV-22の飛行運用も控えることとするとのことであります。

政府においても、米軍が作成した「MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー」を関係自治体に説明するなど、配備に向けた取組を進めていると承知しております。

しかしながら、オスプレイについては、本年4月にはモロッコでMV-22が、また6月には米国フロリダ州でCV-22が墜落し、関係自治体ではこうした事態を深く憂慮し、安全性について大きな懸念を抱いております。

政府からは、米側から提供された情報として、事故に関して機体に機械的な不具合や設計上の欠陥はなかったとの説明がありましたが、十分な説明がなされたとは言えず、未だ関係する自治体や住民の憂慮と懸念は払拭されておりません。

当協議会ではこれまでも、関連する事故情報等を関係自治体はもとより、地域住民にも提供するよう求めてきたところであり、政府による丁寧な対応が必要であります。

政府においては、MV-22の安全性や事故原因、飛行訓練による周辺住民への影響等について、責任を持って関係自治体に詳細に説明するとともに、岩国飛行場への陸揚げ、準備飛行や沖縄県への配備、飛行訓練等については、関係自治体の意向を十分尊重されるよう強く要請します。

M V－2 2 オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議

平成 2 4 年 7 月 1 9 日
全 国 知 事 会

日米安全保障条約など外交・防衛政策の重要性は、都道府県としても認識しており、それに協力する必要があると考えている。

また、米軍基地に関する沖縄県の負担軽減についても、できるだけ早期に実現していくことが必要である。

そのような中で、6月29日、米国政府から日本政府に対し、海兵隊の垂直離着陸輸送機M V－2 2 オスプレイの普天間飛行場への配備について通報があった。

機体は、7月下旬に陸揚げのため岩国飛行場に到着する予定であり、近く到着するとの報道もあったところである。

米国政府は、当該機の安全性に関して日本政府が有する懸念に鑑み、調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるM V－2 2 オスプレイの飛行運用も控えるとのことである。

しかし、オスプレイについては、本年4月にはモロッコでM V－2 2 が、また6月には米国フロリダ州でC V－2 2 が墜落し、関係自治体ではこうした事態を深く憂慮し、安全性について大きな懸念を抱いている。

政府からは、米側から提供された情報として、事故に関して機体に機械的な不具合や設計上の欠陥はなかったとの説明があったが、これで十分な説明がなされたとは言えず、関係する自治体や住民が懸念している安全性について未だ確認できていない現状においては、受け入れることはできない。

また、政府が、M V－2 2 オスプレイの岩国基地への先行搬入と試験飛行を許すことは、日米の良好な関係維持への重大な影響が懸念される。

政府においては、M V－2 2 オスプレイの安全性や事故原因、飛行訓練による周辺住民への影響等について、責任を持って、関係自治体に詳細に説明するとともに、岩国飛行場への陸揚げ、準備飛行や沖縄県への配備、全国各地で行われる飛行訓練等については、その具体的内容を明らかにするとともに、関係自治体の意向を十分尊重して対応するよう強く求める。

3. まとめと提言

1) まとめ

従来の低空飛行訓練に対して

・回答した174自治体のうち、64自治体が、低空飛行ありと回答しました。平成の合併もあり、数は減少しましたが、相変わらず全国で実施されていることが、日本地図に浮かび上がっています。

・中国、四国地方を中心に、市町村と県とが連携して実態をつかみ、その情報を国に提出し、自治体として把握した事実に基づいて、国に低空飛行訓練の中止を求める取り組みが継続している実態が見えてきました。中国地方では、それを、ブラウンルートという同じ系統の訓練を、中国5県の連携の下で、具体的には中国地方知事会の要望書に書き込んでいます。また、東日本で最も低空飛行訓練が激しく行われている群馬県渋川周辺の地域では、人口70万人を越す人口密集地域での訓練だけに多くの苦情が届き、高校入試の直前などあまりにひどい時には、群馬県として訓練の中止をくりかえし国に要請しています。

・上記の取り組みにおいては、広島県や中国地方知事会の要請のように、土日の飛行、学校や病院などの公共的な施設の上空の飛行など1999年の日米合同委員会合意の遵守を求めることも要請項目の中に含まれています。

防衛省の受付状況から分析した、東通原発(青森県)、人形峠環境技術センター(岡山県)等の原子力施設上空を飛行する問題は、福島第1原発事故を経た現在、もっと情報を集め、より具体的に追求していかねばならない課題です。

オスプレイの飛行に関する日米合意が、まず沖縄県内では、ほとんど守られてないという沖縄県の厳しいチェックとも合わせる形での取り組みが求められます。

これらは、1996年に脱軍備ネットワーク・キャッチピースがアンケートをした時と比べ、格段の前進です。同様の取組みは、米軍基地を提供する涉外知事会としても行なわれています。

しかし、その範囲内にとどまる限りにおいて、手詰まり感は否めません。日米政府は、合同委員会の合意に反する飛行実態を突き付けられても、合意のありようを変えようとする姿勢は見られません。この壁を打ち破るためには、市民レベルの世論をもとに、自治体における広がりやを、より拡大する必要があります。

オスプレイ配備とその低空飛行訓練について

オスプレイの「環境レビュー」によれば、オスプレイ2～6機が月に2～3日、岩国基地及びキャンプ富士を拠点に6本の訓練ルートに沿って低空飛行訓練を行うとしています。

ルート下の各県には「環境レビュー」で示された範囲のようですが、説明、ないし資料提供がされています。しかし、市町村レベルに対しては基本的に説明はなかったことが、本アンケートの結果、判明しました。九州防衛局が例外的に市町村を対象とした説明会をもち、資料を提供し、北関東防衛局が、群馬県の自治体に個別に資料提供しただけです。

また国からの説明を受けた県のうち7県が、市町村への資料提供を行っていますが、これは、あくまでも任意のものでしかありません。

組織的に、すべての市町村に対して説明や資料提供が行われるような態勢が取られてないことは重大問題です。結果として、市町村の約70%が、説明及び資料提供を受けてない実情が見えてきました。全国の自治体が安全性に懸念を表明する中で、国として誠意ある説明をし、住民が納得のいくような段階になるまで訓練を認めないとする自治体が多数を占める

中においてすら、7割の市町村が置き去りにされているのです。

オスプレイの配備や低空飛行訓練に関し、米国家環境政策法(NEPA)による手続き等、日米でのダブル・スタンダードについてどう考えるか(質問2-③)という質問に対し、c)「安全保障を米軍に依存する政策を取っている限りにおいて、低空飛行訓練も所要の訓練であり、低空飛行訓練そのものは認めざるを得ない。しかし、事故の危険性や、爆音など、住民の安全、安心、健康への影響に最大限の配慮を払うよう、米国に要請すべきである」との答えは31件でした。これは全体の18%に過ぎません。特に道・県21のうちc)と答えたのは1つしかありません。つまり日米安保条約との関係で「低空飛行訓練を容認している」自治体は全回答の2割弱に満たないのです。これは特筆すべき特徴です。

通常、防衛問題に関しては、国の専管事項という論理を用いて、自治体は、自らの判断を保留し、すべてを国に任せてしまう場合が多いわけです。その立場を取れば、半分以上がc)と答えてもおかしくありません。それが、2割にしかないところに、オスプレイ配備とその訓練が、いかに多くの自治体から嫌がられているかがわかります。自治体の多くは政府と異なる認識を持っていることがわかりました。

同じ質問に対し、「オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める」との回答が36件あることも注目されます。住民の安全、安心を確保することが自治体の使命とすれば、「安全性に不安が付きまとい、「関係自治体や地域住民の懸念を払しょくできないまま、オスプレイの低空飛行訓練を強行することには、納得がいかない」という強い意志が読み取れます。さらにダブルスタンダードをなくすべきであるが36あります。2つを合わせると、回答の42%に達します。こう答えた市町村は、東北、中部、四国、九州、中国地方にまんべんなく分布しています。

一方で、判断できないとするe)「無回答」が37あります。しかし、これらがc)を選んでないところに、自治体の不満が見え隠れしています。いずれにせよ、8割弱の自治体が、何らかの理由で「容認できない」と考え、全体の5割は中止ないし日米の二重基準をなくすべきとしていることは、注目すべき結果です。

d)「その他」が32ありますが、県を中心に3つに分かれます。「モロッコやフロリダでの事故は、機体自体に問題はなく安全性は確保されている」との説明では、「十分に安全性が確認されたものとはいいがたく県民の不安は払しょくされていないまま、飛行訓練が実施されることは容認できない」とする岩手県など。第2に、「外交・防衛政策に関することであり日米安全保障条約の枠組みの中で、オスプレイの安全性に対する国民の不安や懸念を踏まえて、日米両政府が判断すべきこと」とする大分県など。両者の中間に、「政府が安全性について責任を持って関係自治体に詳細、かつ丁寧に説明する」とともに、「関係自治体の意向を十分尊重して対応することが必要」とする青森県などのわかれます。

上記のことから多くの自治体に共通している思いは、以下のようなものと考えられます。

- ・「人為ミスでも、事故は事故。怖いことに変わりはない。」現時点で、日本政府の説明は、自治体や住民の不安を払しょくしたとは言えない。
- ・「そのような説明不足のままで、低空飛行訓練の実施は容認できない」
- ・「ほとんどの住民が嫌だと言っていることを、あくまでも無視するやり方は許せない。
- ・これは、日米での二重基準の問題につながるが、「米国並みの環境影響評価をするべきである」を直接、支持したのは36で、まだ問題の所在が十分把握されていない面もある。
- ・「日米合同委員会の合意があっても、遵守されていない状態を政府はどうするのか」という不信感が根強く存在している。日米合意には拘束力が全くなく、抜け穴だらけの形式的な約束にすぎない。政府はこの合意を守らせるよう交渉するか、あるいは合意を義務条項にして拘束力を高めるよう努力すべきである。

2) 提言

1) 既存の低空飛行訓練に対して

・中国、四国地方を中心にできている、市町村と県との連携を基盤とした目撃情報の収集や国への要請の積み上げを、他のルートに関しても広げていくことに寄与する取り組みを勧めましょう。要望事項としては、涉外知事会が掲げている、低空飛行訓練の中止、日米合意の遵守、航空法第81条の適用などを共通の課題としていくことが大切です。

・広島県の「調査票」のようなものを全国の自治体に広げていくことが重要な課題となります。特に自治体として低空飛行そのものを把握していない自治体が相当数あることを考えると、地域の運動組織が、住民の聞き取り調査などを行うことにより、目撃情報を自治体に挙げていくことが必要です。

・まず、市町村と県との情報の共有を進め、県レベルの町村会、市長会で、情報を収集し、その組織化の検討をする。同時にルートにそった自治体が一堂に会する機会を作り、自治体相互の関係を県境を越えて形成し、地方知事会としての要望にあげていくことめざす。

・運動的には、各県でそのような要請を行い、地方知事会としての問題の整理を具体的に推進させる取り組みが有効であろう。更には、それと並行して全国知事会に対しても米軍機の低空飛行訓練の中止を求めていく課題を要望事項の中に入れさせる努力が求められます。そのためにも、各県段階、各ルートごとの情報交換ネットワークの形成を急ぐべきです。まずは、地域の住民、関係団体での聞き取り調査や監視活動を始めていくことが必要です。

2) オスプレイの配備と低空飛行訓練に対して

・市町村の7割が、情報を有していない、そして約3分の1がオスプレイの訓練に対する方針を決めかねている状態を見据えると、各県ごとに、市民の安全、安心を得ることが自治体の使命であることを踏まえつつ、市町村への情報提供と、ともに行動することを求める要請行動をすることは意義があります。

・航空機の安全な飛行を確保するために、航空法第11条は耐空証明を求めています。回転翼機の場合、その条件は、エンジンが停止した時、オートローテーションによる着陸ができることです。オスプレイには、その機能がなく、まさに「欠陥機」です。また、そもそも基地や演習場でない空で低空飛行「訓練」ができる法的根拠も明らかにされていません。自治体が、これらの問題を明確にせよと政府に迫る状況を産み出すことが重要です。

・オスプレイの低空飛行の中止やダブルスタンダードの解消を求める自治体に対しては、既存の低空飛行への取り組みとも合わせて、訓練ルート全体を念頭に置いたネットワークの形成を求め、とりあえず県の市長会、町村会、さらには地方知事会での課題にしていくことをめざすべきです。

・全国知事会に対しては、2012年7月19日の特別決議を踏まえて、再度、住民の不安は払しょくされていないことを再確認させ、政府に、このような状態の中で、オスプレイの訓練が始まっていることに抗議し、中止を求めていく取り組みを進めるべきです。そのためには、各県知事に、全国知事会への働き掛けを要請していく必要があります。

オスプレイ配備に伴う米軍機による低空飛行訓練に関するアンケート

(2012年10月送付)

1. 従来からの米軍機低空飛行訓練について

貴自治体において、米軍機による低空飛行(訓練)が行われていると思われる出来事はありませんか。あるいは、過去に、そのような情報はありましたか。どちらかに、丸をしてください。

- a) ある。
- b) 無い。

「ある」とお答えの場合、以下の質問に進んでください。

- ① 市民からの何らかの苦情や目撃情報がありますか。ある場合は、どのような内容のものか、可能な限り具体的にお教えください。いつ、どこで、どのようなことが、どのくらいの頻度で行われていますか？
* 日時は、●年●月●日など、わかる範囲で詳しく。
地名は、「××山の南斜面」「××山のどこから、どこへ向けて」などの形で、どんな航空機が、何機で、どちらへ向かったなど(添付1-表2参照)。
地域の地図に飛行コースを「→」などで記入していただければ幸いです(添付1-図3参照)。
- ② その時の騒音(爆音/轟音)や爆風による被害(ガラス窓や温水器・太陽光発電パネルの破損など)、さらに乳牛、豚、鶏、馬といった家畜への影響など、具体的な被害報告があれば、お教えください。また、住民からの事故の危険性についての懸念などはありませんか？
- ③ 目撃情報は、いつごろ(例えば「2011年の×月」)からありますか？ また、1年間に何回くらいありますか？
- ④ 低空飛行訓練とみられる飛行機の写真やビデオなどはありませんか？
- ⑤ 役所や住民を問わず、飛行記録を取っている人をご存じありませんか？ また、その飛行記録を入手していませんか？
- ⑥ 貴議会や市町村会などで、この問題が話題になったり、議論にのぼったことはありませんか。さらに、議会、行政として決議や意見書をあげ、国へ申し入れた経緯はありませんか。ある場合には、決議文、意見書、要請書の写しを提供していただけないでしょうか。
- ⑦ 貴自治体における低空飛行問題を取り上げた新聞記事など、関連する資料があれば、併せてご提供いただければ幸いです。
- ⑧ 1999年1月の日米合同委員会合意(添付資料2-3参照)によれば、「原子力エネルギー 施設や民間空港などの場所を、安全かつ実質的な形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物(学校、病院等)に妥当な考慮を払う」、「週末及び日本の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する」とされていますが、これが順守されているか否かについてどう考えるか、該当するものに○を付けてください。

a) 十分配慮されている。
b) ほとんど順守されていない実態がある。その場合、いかなる事例がありますか？
c) わからない。

2. オスプレイによる低空飛行訓練について

- ① 国から、説明ないし資料提供を受けた事実がありますか？ 該当するものに○を付けてください(複数回答可)。

a) 資料提供を受けた。 →いつ、誰から、どのような資料(資料名)を提供されましたか？
b) 説明を受けた。 →その場合、いつ、誰が、どのように説明しましたか？
c) 本件に関する国からの説明や資料提供は、これまでのところ無い。
- ② 上記①で、a)、b)と答えた場合、オスプレイの低空飛行訓練の内容(例えば添付資料2-1左下)に関する説明は含まれていますか。どちらかに○をつけてください。

a) 含まれている。
b) 含まれていない。
- ③ 米本国では、オスプレイの配備や低空飛行訓練に関して、国家環境政策法(NEPA)により、パブリックコメントや公聴会などの機会で、計画に関し住民が意見を述べ、それを踏まえた環境影響評価書の作成・公表を実施することが義務づけられています。キャノン空軍基地(ニューメキシコ州)配備のオスプレイの低空飛行訓練計画では、住民意見により、計画実施当局である空軍が延期を延期しています(添付資料2-東京新聞記事)。日本では、沖縄県内の全自治体をはじめ、全国知事会が「緊急決議」を挙げているにも関わらず、それらを見做して、当初予定を変更することなく、配備、及び訓練が始まっています。このダブル・スタンダードとも言える状況について、どのように考えますか。

a) 日本でも、環境影響や事故の危険性に関する、住民・自治体の懸念に配慮し、低空飛行訓練は中止すべきである。
b) 日本でも、せめて米国並みの環境影響評価を実施し、住民、自治体の意見を踏まえた検討を行うべきである。
c) 安全保障を米軍に依存する政策を取っている限りにおいて、低空飛行訓練も所要の訓練であり、低空飛行訓練そのものは認めざるを得ない。しかし、事故の危険性や、爆音など、住民の安全、安心、健康への影響に最大限の配慮を払うよう、米国に要請すべきである。
d) その他(以下にご記入ください)
- ④ 安全性への疑義が払拭されていないオスプレイによる低空飛行訓練は、騒音もさることながら、墜落などの事故の危険性が強く懸念されます。これに対して、貴自治体としての対応方針をお教えください。該当するものに○をつけてください(複数回答可)。

a) 管轄する地域における既存の低空飛行訓練の実態を改めて調査する。
b) オスプレイの安全性や、その低空飛行訓練の内容などに関し、報道資料、関連文献などの資料収集を進めている。
c) 「環境レビュー」の関連個所の分析を進めている。
d) この問題に関して周辺自治体と議論したり、話題にのぼったことがある。
→ある場合は、いつ、いかなる機会かをお教えください。
e) 県や周辺自治体とも協議し、すでに国に中止の要請を行っている。
→その場合、いつ、いかなる形で行いましたか。参考までに、文書を提供いただけますか。
f) その他

以上です。ご多忙の中、ご協力ありがとうございました。

在日米軍による低空飛行訓練について

1999年1月14日

平成11年1月14日、日米合同委員会は、在日米軍による低空飛行訓練について別紙を公表することに合意した。

なお、日米両国政府は、今後、必要に応じ、低空飛行訓練について協議していくこととなっている。

(別紙)

日本において実施される軍事訓練は、日米安全保障条約の目的を支えることに役立つものである。空軍、海軍、陸軍及び海兵隊は、この目的のため、定期的に技能を錬成している。戦闘即応体制を維持するために必要とされる技能の一つが低空飛行訓練であり、これは日本で活動する米軍の不可欠な訓練所要を構成する。安全性が最重要であることから、在日米軍は低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限確保する。同時に、在日米軍は、低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にする。

1. 最大限の安全性を確保するため、**在日米軍は、低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直す**。低空飛行の間、在日米軍の航空機は、**原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を、安全かつ実的な形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物(学校、病院等)に妥当な考慮を払う**。
2. 在日米軍は、国際民間航空機関(ICAO)や**日本の航空法により規定される最低高度基準を用い**ており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度規制を現在適用している。
3. 低空飛行訓練の実施に先立ち、在日米軍は、訓練区域における障害物ないし危険物について、定期的な安全性評価の点検を行う。更に、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため、パイロットは訓練区域における変化をスケジュール策定担当部局に継続的に報告する。
4. 低空飛行を含む訓練飛行の実施に先立ち、飛行クルーは、標準的な運用手続及びクルーの連携機能をレビューするため徹底したブリーフィングを実施し、計画された飛行経路を念入りに研究する。また、整備要員と飛行クルーは離陸に先立ち航空機を点検し、航空機が安全にその任務を遂行することを確保する。
5. 在日米軍は、日本国民の騒音に対する懸念に敏感であり、**週末及び日本の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定**する。
6. 米国政府は、低空飛行訓練によるものとされる被害に関する苦情を処理するための、現在の連絡メカニズムを更に改善するよう、日本政府と引き続き協力する。

出典(外務省ホームページ)：www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_hikou.html

日本国における新たな航空機(MV-22)に関する日米合同委員会合意

2012年9月19日

1. 米海兵隊によるMV-22オスプレイの我が国への配備に関しては、同機の安全性等についての地元の懸念を踏まえ、同機の安全性を我が国として主体的に確認するとともに、同機の運用に際して最大限の安全性を確保し、地元と与える影響を最小限にとどめる観点からの具体的な措置について、日米両政府間で様々なやり取りを行ってきました。

2. その結果、9月19日(水曜日)、日米合同委員会において、飛行の安全性、騒音規制及び低空飛行訓練を含め、MV-22オスプレイの我が国における運用に係る具体的な措置について、以下のとおり合意しました。

覚書(外務省「仮訳」)・抜粋

5. 米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用:

- a. 合衆国政府は、適用される騒音規制措置に関する合同委員会合意を引き続き遵守する意図を有する。
- b. 合衆国政府は、周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定する。この目的のために、**MV-22を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定される**。MV-22は、陸上あるいは水上を飛行するにも安全であるが、**移動の際には、可能な限り水上を飛行する**。
- c. **22時から6時までの間、MV-22の飛行及び地上での活動は、運用上必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、**在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために**必要な最小限に制限される**。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。合衆国政府は、シミュレーターの使用等により、MV-22の夜間飛行訓練が普天間飛行場の周辺コミュニティに与える影響を最小限にする。
- d. MV-22は、安全な飛行運用を確保するために、普天間飛行場における離発着の際、基本的に、既存の固定翼機及び回転翼機の場合周経路並びに現地の運用手順の双方を使用する。
- e. MV-22は、通常、**ほとんどの時間を固定翼モードで飛行する。運用上必要な場合を除き、MV-22は、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定する**。
- f. MV-22の沖縄への配備の後、既存の計画の一部として、また、日本国政府からの支援も得て、日米両政府は、日本国内の沖縄以外の場所で飛行訓練を行う可能性を検討する意向である。

6. 訓練区域及びその他の空域におけるMV-22の飛行運用:

- a. 低空飛行を含む飛行運用の一部として、MV-22の乗組員は、訓練区域や訓練航法経路沿いにおける障害物や危険物について、定期的に報告を行う。さらに、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため、乗組員は、訓練区域や訓練航法経路における変化についてスケジュール策定担当部局に継続的に報告する。
- b. 飛行運用の間、最大限の安全性を確保するため、MV-22の乗組員は、**訓練航法経路を定期的に見直し、検証する**。したがって、安全性を確保し、住民に与える影響を最小限にするため、これらの**経路の位置は、時間の経過とともに修正され得るものである**。
- c. 合衆国政府は、**公共の安全に妥当な配慮を払ってMV-22の飛行運用を実施する**。
- d. 合衆国政府は、常に、**週末及び日本国の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する**。
- e. MV-22は、時折、低高度で運用されることから、同機の乗組員は、日本国において低空飛行訓練を行う。MV-22は、**訓練航法経路を飛行する間、地上から500フィート以上の高度で飛行する。ただし、MV-22の運用の安全性を確保するために、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある**。低空飛行訓練の間、**原子力エネルギー施設、史跡、民間空港、人口密集地域及び公共の安全に係る他の建造物(例えば、学校、病院等)**といった場所の上空を避けて飛行することは、**合衆国の航空機の標準的な慣行である**。

出典(外務省ホームページ)：www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/goui_120919.html

オスプレイの機体情報と運用計画

出典：ピースデポ『イアブック 核軍縮・平和 2012』（12年11月発刊）

■機体情報（MV：海兵隊仕様、CV：空軍仕様）

【性能】

最大航行速度：時速 485km
海面上昇率（固定翼モード）：975m/分
上昇限度：高度 7,620 m（片発時：3,139m）
ホバリング高度限界：1,646m

【最大重量】

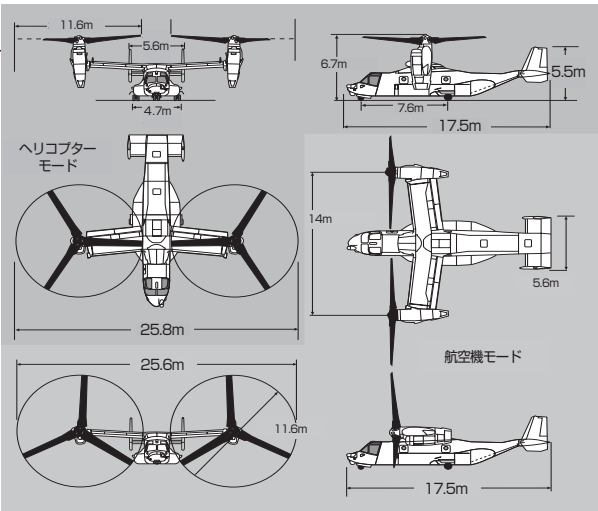
垂直離陸時：23,859kg
短距離離陸時：25,855kg
短距離離陸時（自己展開）：27,443kg

【燃料容量】

MV-22：6,513 リットル
CV-22：7,667 リットル

【エンジン】

型式：AE1107C（ロールスロイス・リパティ）
最大出力：4,586kw × 2 基



【乗員】 コックピット（乗員席）：

MV-22…2 / CV-22…3

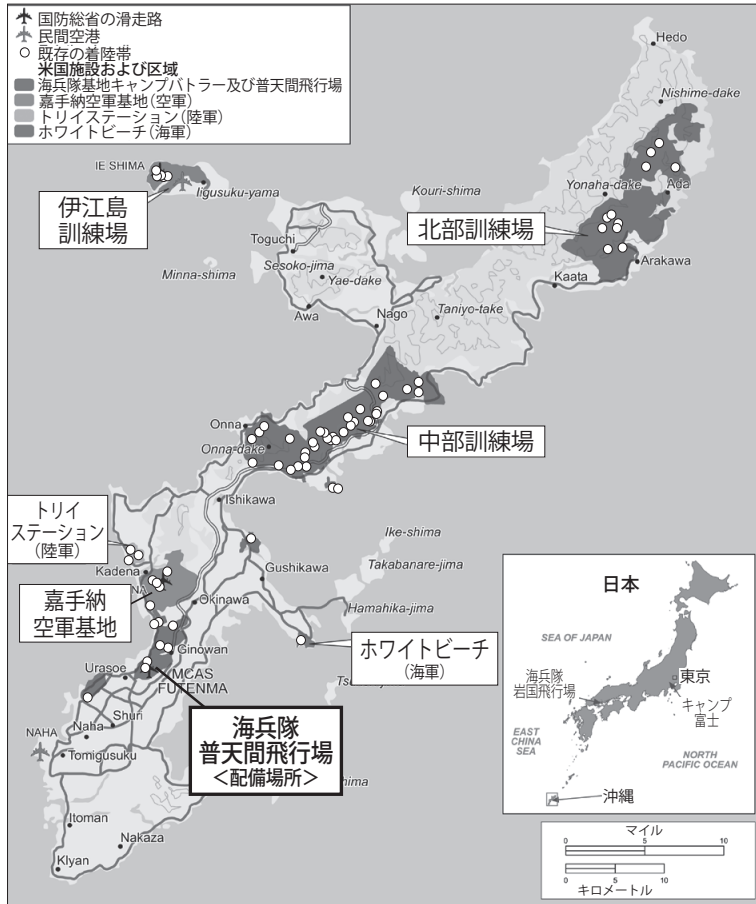
キャビン（貨物室）：乗員席 1、隊員席 24

ボーイング社「オスプレイ・ガイドブック 2011/2012」（11年3月）をもとにピースデポ作成。

■沖縄での運用計画

米軍作成の「環境レビュー」は、オスプレイ運用場所として、既存の69か所のヘリパッド（着陸帯）を示した（白○）。パッドは、本島中南部から北部及び伊江島に点在しており、本島全域が「飛行エリア」となる実態を示している。北部訓練場では、96年のSACO※最終報告に基づき、「過半の返還」を前提とした、東村高江集落周辺への、ヘリパッド移設工事が実施されている。この図は移設前の状態である。

※日米両政府「沖縄に関する特別行動委員会」。

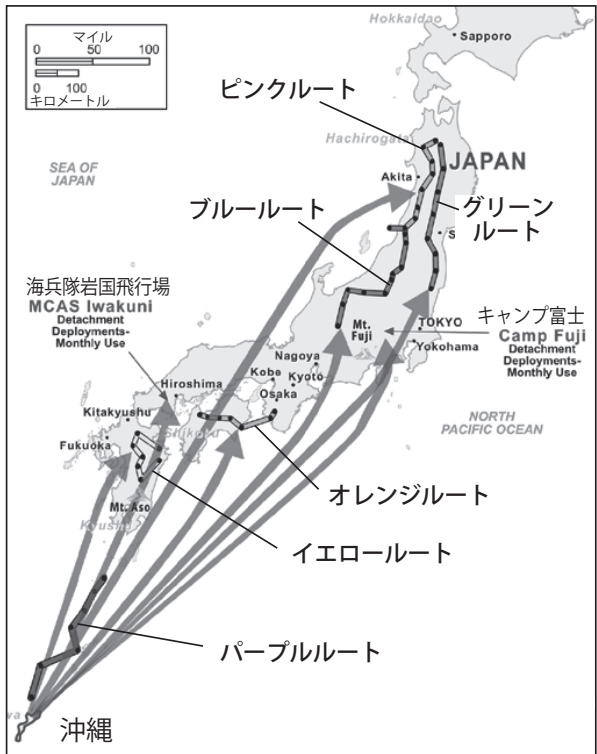


■低空飛行訓練実施における任務及び戦術要件

任務／戦術	定義
戦闘任務の立案	任務の目的、脅威予測、ルート選択、戦術、時期、地形を考慮にいた、高度に詳細な事前任務計画の立案。
脅威シナリオの立案	低空飛行任務の航路で予期される脅威となる自然現象を述べ、脅威予測に基づいた適切な脅威対処を規定する、集中的かつ複合的な計画立案。
低空戦闘訓練	空軍指示書（AFI）11-2MC-130V3は、「低空飛行」を「地上高（AGL）3000フィート以下において実施される作戦」と定義している。乗員は、住民や軍事対空防衛による発見を回避するために、行動の制約された環境における侵入・撤収の模擬訓練（シミュレーション）を行うための、低高度（特に必要な場合には高高度）における戦術飛行を実施する。
地形追従／地形回避	航空機に搭載された地形追従レーダーの使用は、航空機が選択された高度で地形に追従して飛行し、立体的な障害物を避けることを可能にする。
模擬脅威下操縦訓練	乗員による、地上あるいは空中における航空機への現実的脅威に対応するために使用する手順を主眼とする。すべての操縦は、模擬脅威に反応して行われ、模擬脅威からの航空機の迅速な離脱を含む。
模擬空中投下の手順	パラシュート運搬システムまたは同等の手段による、現実的な人員もしくは物資を擬した運搬訓練。航空機は、航行中に空中投下速度への減速、貨物もしくは人員用扉の開放、空中投下、ドアの閉鎖、そして巡航速度へ復帰といった一連の模擬訓練を行う。
航空機編隊形成の手順	2機以上の低高度の航空機が、異なるルートから1つの編隊を形成する、模擬訓練もしくは現実的編隊形成手順。
空中給油（AR）	C-130航空機によるヘリコプターまたはティルトローター機への航空燃料の給油。C-130／CV-22の空中給油（AR）空路は、現行の訓練エリアの外側の適切な低空ルートの一部に、連邦航空局（FAA）と連携して設置される。

米空軍「ニューメキシコ州キャノン空軍基地における低空飛行訓練実施のための環境評価書案」（11年8月）をもとにピースデポ作成。

■日本各地での低空飛行訓練計画



「環境レビュー」は、6本の飛行訓練ルートを示した。米政府が公式文書で低空飛行訓練ルートを図示したのは初めてである。これまで、厚木、岩国、三沢等の各基地所属機の低空飛行訓練が行われてきた。過去の米軍機事故※の調査報告書等により8本のルートの存在が明らかになっている。しかし、「環境レビュー」には、中国地方の「ブラウンルート」や、東北・北海道の「北方ルート」、また、自衛隊と米軍が実質的に共同使用している飛行訓練エリアは示されていない。これらでもオスプレイの低空飛行訓練が行われる可能性がある。

※奈良県十津川村・林業ワイヤー切断事故（91年）や高知県・早明浦ダム墜落事故（94年）など。

米海軍・海兵隊「MV-22の海兵隊普天間飛行場配備及び日本における運用に関する最終環境レビュー」（12年4月）をもとにピースデポ作成。

オスプレイ配備に伴う米軍機による低空飛行訓練に関するアンケート総表
2013年2月26日、()内は道・県

1. 従来からの米軍機低空飛行訓練について

① 米軍機による低空飛行(訓練)が行われていると思われる出来事はありませんか。

- a) ある 64 (15)
b) 無い 107 (3)
c) 無回答 3 (3)

⑧1999年1月の日米合同委員会合意の順守について

- a) 十分配慮されている。 1 (0)
b) ほとんど順守されていない実態がある。 8 (0)
c) わからない。 45 (11)
d) 無回答 117 (7)

・a)は川本町(島根県)のみ。

・b)は本山町(高知県)、水上村(熊本県)、日の影村(宮崎県)、日南町(鳥取県)、浜田市、益田市(島根県)、三次市、安芸高田市(広島県)。中国5県知事会ほぼ同じ認識とみられる。

2. オスプレイによる低空飛行訓練について

① 国から、説明ないし資料提供を受けた事実がありますか？

- a) 資料提供を受けた。 16 (1)
b) 説明を受けた。 22 (6)
a)b)重複 17 (11)
c) 説明や資料提供は、これまでのところ無い。 106 (1)
d) 無回答 11 (0)

・a)、b)のうち、九州防衛局から説明を受けた自治体：

大分市、豊後大野市、由布市、玖珠町、中津市、臼杵市(大分県)、山鹿市、菊池市、阿蘇市、南阿蘇村、高森町、美里町、水上村、湯前町、小国町(熊本県)、椎葉村、諸塚村、日之影町(宮崎県)、宇検村(鹿児島県)。

・a)、b)のうち、県から説明ないし入手した自治体：

横手市、大館市、大仙市(秋田県)、鮭川村、戸沢村(山形県)、黒部市(富山県)、本山町(高知県)、飯南町(島根県)、庄原市、三次市(広島県)。

② オスプレイの低空飛行訓練の内容に関する説明は含まれていますか。

- a) 含まれている。 26 (8)
b) 含まれていない。 21 (6)
c) 無回答 124 (4)

③ ダブル・スタンダードとも言える状況について、どう考える？

- a) 低空飛行訓練は中止すべきである。 36 (1)
b) せめて米国並みの環境影響評価を実施し、住民、自治体の意見を踏まえた検討をすべき。 36 (0)
c) 安全保障を米軍に依存する限りにおいて、低空飛行訓練そのものは認めざるを得ない。 31 (1)
d) その他 32 (14)
e) 無回答 37 (2)

・a)と答えた自治体：

仙北市、大仙市、小坂町(秋田県)、戸沢市(山形県)、滝沢村(岩手県)、蔵王町(宮城県)、二本松市、鮫川村、柳津町(福島県)、湯沢町(新潟県)、飯山市、中野市、信濃町、大町市、松本市、南箕輪村、野沢温泉村(長野県)、高山市(岐阜県)、日高町(和歌山県)、本山市、いの町 (高知県)、由布市(大分県)、八女市(福岡県)、日之影町(宮崎県)、久米島町(沖縄県)、浦河町(北海道)、若桜町、日野町、日南町(鳥取県)、鏡野町(岡山県)、川本町、邑南町(島根県)、三次市、北広島町、廿日市市(広島県)、岡山県)

・b)と答えた自治体：

藤里町(秋田県)、鮭川村、庄内町、小国町、最上町、尾花沢市(山形県)、西和賀町(岩手県)、川崎町、丸森町(宮城県)、古殿町、塙町(福島県)、魚沼市(新潟県)、みなかみ市、沼田市(群馬県)、山ノ内町、南箕輪村(長野県)、印南町(和歌山県)、安芸市、馬路村(高知県)、豊後大野市、玖珠町、佐伯市(大分県)、高森町、小国町(熊本県)、久慈市(岩手県)、朝来市、香美町、宍粟市(兵庫県)、鳥取市(鳥取県)、西粟倉村、真庭市、新庄村(岡山県)、益田市、津和野町(島根県)、庄原市、南箕輪村(長野県)

④ オスプレイによる低空飛行訓練への貴自治体としての対応方針は？

- a) 既存の低空飛行訓練の実態を改めて調査。 17 (0)
b) 報道、関連文献など資料収集を進めている。 42 (4)
c) 「環境レビュー」の関連個所を分析している。 1 (0)
d) 周辺自治体間で話題にのぼったことがある。 11 (1)
e) 県とも協議し既に国に中止要請をした。 14 (1)
f) その他 61 (14)
g) 無回答 40 (1)

・d)と答えた自治体：

仙台市、川崎町(宮城県)、みなかみ町(群馬県)、菊池市(熊本県)、椎葉村(宮崎県)、久慈市、盛岡市(岩手県)、川本町、邑南町、益田市(島根県)、愛媛県

・e)と答えた自治体：

沼田市(群馬県)、飯山市、松本市(長野県)、日高川町、印南町、みなべ町、日高町(和歌山県)、本山市(高知県)、豊後大野市(大分県)、久米島町(沖縄県)、飯南町(島根県)、三次市、廿日市市(広島県)、鳥取県

道・県 (27)		Q1:低空飛行の有無 ある ない			Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
北海道					「低空飛行訓練」の定義が不明確なため適切な回答かどうか分かりませんが、米軍機による被害や騒音に対する苦情は北海道防衛局が対応しています。道や市町村に連絡があった場合は防衛局に伝達しますが、直接防衛局に連絡されるものもあると聞いています。道において:は防衛局が被害対応の窓口であることや米軍の事故等が発生しても米軍や国が公表するまでの間、道が公表することをホームページに掲載しています。	近年の被害状況は平成19年の1件(燃料漏れのため函館空港に着陸)のみ。「低空飛行訓練」については北海道防衛局にお問い合わせください				
青森県		●			米軍の低空飛行訓練については、米軍側から事前通告がないことから、住民等からの問い合わせ等があったはじめて情報収集することになるため、正確な状況や件数等は把握していない	米軍機による低空飛行訓練による被害状況等について、特段把握していない	直近では平成19年7月に黒石市・平川市付近で低空飛行訓練と推測される事案が1件発生している。それ以前には年に0～1件程度、低空飛行訓練と推測される事案が発生していたようである	なし	特段承知していない	あり
岩手県		●			本年の受理状況 1月4日宮古市(沿岸部)ジェット機1機が南方から北方へ飛行していった。 7月7日盛岡市(内陸部)ジェット機1機が市内上空を旋回していた。方向不明。 10月22日一関市(内陸部)ジェット機2機が東方から西方に飛行、高度200メートル位。 10月22日雫石町(内陸部)ジェット機2機が南方から北方(岩手山方向)に飛行	具体的な被害報告はありません。苦情の内容は爆音がしうるさい。飛んでいった方向には学校があり危険だ。オスプレイの前段訓練ではないのか等の内容でした	本県の米軍機と思われるその音苦情の受理状況は、昭和63年以降本年までに総数163件を受理しています。年平均で6.5回の受理件数となっています。本県では件数のみ集約。S63年3件、H2年2件、H3年2件、H5年2件、H6年1件、H7年2件、H10年3件、H11年22件、H12年28件、H13年42件、H14年6件、H15年15件、H16年5件、H17件3件、H18年4件、H19年7件、H20年5件、H21年2件、H22年2件、H23年3件、H24年4件(H24年11.7現在)	ありません	把握しておりません	議会において騒音苦情の受理状況及びその対応についての質問が時々あります。平成20年1月に本県総務部長名で外務省宛に騒音苦情に関しての申し入れを行っています
秋田県		未回答								
宮城県			●		過去10年ほどは米軍機による低空飛行(訓練)は確認されていない。					

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧: 日米合意の遵守	Q2①: 国からの説明	同: 具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③: 国内外の二重基準への考え	同: 「d」その他」の回答	Q2④: 対応方針	同: 具体的記述
			オスプレイに係る資料については、他の都府県と同様に北海道防衛局から提供されていますが、いずれも防衛省ホームページで公開されているものと同じです					オスプレイの配備や飛行訓練に関しては、北海道を含む14都道県で構成する渉外関係主要都道県知事連絡協議会として国に対して「関係自治体の意向を十分尊重するよう」要請しています
特段収集していない	c	a,b	a「環境レビュー」に関し、新聞報道を通じて覚知した後、東北防衛局から「環境レビュー（仮訳）」、オスプレイのパンフレットの提供を受けた。 BモロッコにおけるMV-22墜落事故に関する分析報告書及びフロリダにおけるCV-22墜落事故に関する分析評価報告書が公表された時に、東北防衛局地方調整課長からその概要について説明を受けた。また、オスプレイ「安全宣言」が公表された際に、東北防衛局長からその概要について説明を受けた	その他 (「環境レビュー」に航法経路の本県に係る2ルートが記載されていたが、低空飛行訓練の具体的内容についての説明はない。)	d	政府において、その安全性について責任を持って関係自治体に詳細かつ丁寧な説明するとともに、沖縄県への配備や全国各地で行われる飛行訓練についても具体的内容を明らかにし、関係自治体の意向を十分尊重して対応することが必要だと考えている	f	政府において、その安全性について責任を持って関係自治体に詳細かつ丁寧な説明するとともに、沖縄県への配備や全国各地で行われる飛行訓練についても具体的内容を明らかにし、関係自治体の意向を十分尊重して対応することが必要だと考えている
資料はありません	c	a,b	a「環境レビュー」、モロッコ及びフロリダ両事故の「事故分析評価報告書」、「オスプレイの沖縄配備について」(※いわゆる安全宣言)の各資料について、それぞれ公表日の後、防衛省東北防衛局担当者から、提供されました。 B) 各々の資料が公表された後、防衛省東北防衛局担当者から「環境レビュー」については電話にて、その他の資料については、担当者の訪問を受けて口頭で説明を受けました。説明の内容は、報告書の概要に関するものでした。	b	d	防衛省はモロッコ及びフロリダで発生した事故は人的要因によるものであり、機体自体に問題はなく、安全性は確保されているとして、国内への配備を認めるとしているが、 9月には米国内での緊急着陸事案も発生しています。いまだ十分に安全性が確認されたものとは言い難く、県民の不安は払しょくされていないまま、飛行訓練が実施されることは容認できません。国においては、オスプレイの安全性について、今後も必要な検証を行うとともに、県及び関係市町村、県民に対し丁寧な説明を行い、不安の払しょくに努めていただきたいと考えています。	f	これまで防衛省東北防衛局を通じて、飛行ルートを明らかにするよう要請しているところであり、これが明らかにされた場合は、県民に対してもお知らせします。また、騒音の苦情等が寄せられた場合には、国に対し、県民の安全・安心を確保するため然るべき対応を求めていきます。
	—	b	・平成24年6月14日 東北防衛局担当者から、防衛省が沖縄県へ提出した「MV22オスプレイの配備及び日本での運用に関する環境レビュー」の概要について説明があった。また9月28日には、東北防衛局長から本県副知事に対して、沖縄県へのオスプレイ配備及び国内運用について説明があった。説明内容はいずれも防衛省HPに掲載されている内容。 ・平成24年8月30日 東北防衛局担当課長からモロッコでのMV22オスプレイの墜落事故に関する政府の事故調査結果について、東北防衛局から説明があった。内容は防衛省HPに掲載されている内容。 ・平成24年9月14日 東北防衛局担当課長から、フロリダでのCV22オスプレイの墜落事故に関する政府の事故調査結果について、東北防衛局から説明があった。内容は防衛省HPに掲載されている内容。	a	d	防衛政策は国の専管事項であり国の責任において決められているものである。	f	国の責任において安全を確保するよう強く求めている。加えて、飛行ルートなど、より詳しい情報について、適切な時期に、県及び市町村に対して提供されるよう国に要請している。

道・県 (27) ＜続き＞		Q1①:低空飛行の有無 ある ない		Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
山形県		未回答							
福島県			●						
群馬県		●		米軍機等(ジェット機・プロペラ機・ヘリコプター)の騒音・飛行に係る苦情の状況 24.4月5 24.5月26 24.6月8 24.7月9 24.8月53 24.9月8 ※上記苦情件数は、県民から県に直接寄せられた苦情のほか、市町村を通じて県に寄せられた苦情(情報)及び米軍機以外の軍用機等を含む。	本年度、被害報告はない。	ない	ない	ない	H23.2.21「米国軍用機の飛行について申し入れ」防衛大臣、外務大臣、在日米軍司令官等
新潟県		未回答							
富山県			●						
長野県		●		平成24年8月9日に長野市戸隠上空をジェット機が飛行したとの情報等、今年度は数件の目撃情報等が寄せられている	上記8月9日の件ではジェット機の音がしたと聞いているが、被害は生じていない	昭和63年～平成元年ごろは南信地域を中心に多くの目撃情報があったが、平成20年度以降で県に問い合わせが寄せられたのは年0～4件程度である。県として取りまとめはしていない	保有しております。	存じ上げておりません。また、飛行記録についても入手していません。	長野県議会(平成24年9月定例会)でオスプレイに関する意見書を可決しております。(意見書の内容については長野県議会HPから閲覧可能です。)
岐阜県		●		旧高根村(現高山市)において過去に目撃情報あり。詳細は県では把握していない	詳細は県では把握していない	詳細は県では把握していない	詳細は県では把握していない	詳細は県では把握していない	平成24年9月20日 県議会で一般質問あり。平成24年7月20日 全国知事会として防衛大臣等へ要望(別添のとおり)
和歌山県		●		2012年1月31日和歌山県日高川町、椿山ダム付近9時ごろ、12時ごろ(1機ずつ) 7月31日和歌山県日高川町、椿山ダム付近北東→南西13時ごろ(1機)	轟音	1989年8月から記録あり。2008年8件、2009年6件、2010年6件、2011年15件、2012年3件(11月末現在)	なし	なし	H24、6月議会本会議 質問あり(1) H24、6月議会総務委員会 質問あり(1)
徳島県		●		別添資料	別添資料	別添資料	ありません	知りません	別添のとおり
高知県		未回答							
愛媛県		●		別添「資料①:米軍機低空飛行目撃情報一覧」のとおり	具体的な被害報告等はありません	別添「資料①:米軍機低空飛行目撃情報一覧」のとおり	該当の資料はありません	該当の情報・資料はありません	別添「資料②:米国軍用機の低空飛行訓練の中止等に関する意見書(H6、12、9愛媛県議会可決)」のとおり。別添「資料③:要請書(H20、7、23愛媛県知事→外務大臣)」のとおり

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧:日米合意の遵守	Q2①:国からの説明	同: 具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③:国内外の二重基準への考え	同: 「d)その他」の回答	Q2④:対応方針	同: 具体的記述
	—	a,b	H24.7月末、8月末、9月中旬に東北防衛局から「環境レビュー」「事故報告書」について来庁のうえ説明を受けた。	b	c	安全保障は国の専管事項であるため	b,f	県民の安全・安心の確保の観点から、飛行ルート上の県(市町村)との連携、情報交換などを行い、必要に応じて東北防衛局からも説明を求めるなどしていく。
別紙のとおり	c	b	北関東防衛局職員が、環境レビュー・モロッコ及びフロリダの事故分析評価報告書・政府の安全宣言の各発表後に、発表資料を基に概要を説明。	a	d	安全保障政策上の問題であり、政府において責任を持った判断をなすべき事項であると考ええる。	f	県民に不安を与えるような飛行訓練が行われた場合には、県として、適切な対応をとるよう、外務省、防衛省及び在日米軍関係機関へ要請を行う。
	—	a,b		—	—		—	
特にござい ません。	c	a,b	a 北関東防衛局から環境影響審査報告書の写し、モロッコ及びフロリダの自己分析評価結果等、関連資料が発表される際に資料提供を受けている。B 北関東防衛局職員から上記資料の内容等について、6月以降数回にわたり訪問を受け説明を受けている	a	d	基本的に国が対応すべき問題であると考えており、安全性を十分に確認するとともに、確認結果を国民にわかりやすく説明することが必要である	b	
	c 詳細は県では把握して いない	b	7月30日に当会防衛支局を訪問し、施設企画課長から「環境レビューにおける低空飛行ルートに明確に岐阜県が含まれるとはいえない」との説明を受けた	b	d	政府から事故に関して機体に不具合等は無かったとの説明がなされたが、十分な説明がなされたとは言えず、関係する自治体や住民が懸念しているオスプレイの安全性についていまだ確認できていない現状においては、受け入れることは出来ない	b,f	f) 全国の都道府県と足並みをそろえて、政府の責任においてオスプレイの安全性や飛行ルートを含む訓練内容詳細について十分に説明し、関係地域の意向を尊重するよう強く求めていく
直近の記 事・・・別紙	c	b	6月20日・・・近畿中部防衛局より当局に対し「環境影響報告書」の説明あり。6月26日・・・近畿中部防衛局より当局に対し「モロッコ及びフロリダでのオスプレイ事故」に関する説明あり	a	d	安全保障上の問題で国が判断するものとする	f	県では安全性について判断できません
	— 県に寄せ られる情 報だけで は判断で きない	b	・平成24年6月18日、防衛省中国四国防衛局、MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版(仮訳)など ・平成24年7月9日、防衛省中国四国防衛局、接受国通報CH-46飛行隊をMV-22飛行隊に改編など ・平成24年9月28日、防衛省中国四国防衛局、MV-22オスプレイの沖縄配備についてなど	MV-22の普天間飛行場配備および日本での運用に関する環境レビュー最終版(仮訳)などにより説明を受けた	d	県の最大の責務は「県民の安全・安心を確保すること」であり、県民の不安や懸念を生じさせるような本県上空での低空飛行訓練はなされるべきではないと考えている	f	県としては、かねてから防衛省に低空飛行訓練について、事前の説明を要請してきており、防衛省中国四国防衛局に対し情報提供を強く求めているところである。言うまでもなく、県の最大の責務は「県民の皆様の安全・安心」を確保することであり、今後とも県民の皆様の不安や懸念を生じさせないよう取り組んでまいりたい。
別添「資料④: 愛媛新聞記事(H6、10、15/H6、10、24/H20、7、19)」のとおり	— ※その他(日米合意に基づいて運用されているものと認識しており、また国が責任を持って日米合意の順守を確保すべきものと考えている。)	—	※その他(「環境レビュー」やオスプレイ配備に係る「接受国通報」、「オスプレイの沖縄配備について」などに関する説明や資料提供を受けたが、「オスプレイによる低空飛行訓練」の内容については承知していない	—	d	※その他 オスプレイの飛行ルートや訓練計画等については、国が責任を持ってしっかりと内容を把握し、情報提供するとともに、オスプレイの安全性と運用について国民に分かりやすく丁寧に説明する必要があると考えている	d,f	d:随時、情報交換等を行っている。 F: ・オスプレイに限らず、米軍機の低空飛行について引き続き県内市町の協力を得て、目撃情報の収集に努めることとしている。 ・県としては今後とも県民の安心・安全を守る立場から国に対して責任ある対応を求めるとともに、低空飛行の禁止や原発周辺・人口密集地域の飛行回避など、日米合意事項の順守について、全国知事会を通じて他県とも連携を図りながら実効ある対応を行うよう粘り強く要請していきたい

道・県（27） ＜続き＞		Q1①：低空飛行の有無 ある ない		Q1①：住民からの苦情の有無とその内容	Q1②：具体的な被害状況	Q1③：目撃情報の頻度	Q1④：写真等資料の有無	Q1⑤：記録者の有無	Q1⑥：議会での動き、国への要請	
兵庫県	＜資料のみ受領＞	●		資料から判断						
鳥取県		●			別添1参照（数値等を集計されるのは構いませんが、表そのものをコピーしての配布はしないでください）	具体的な被害報告はなし	目撃情報の収集を始めたのは平成6年度から。件数は7件（21年度）、5件（22年度）、14件（23年度）、5件（24年度12月末現在）別添1参照（数値等を集計されるのは構いませんが、表そのものをコピーしての配布はしないでください）	なし	承知していない	県議会の質問で取り上げられたことはある。県知事名による要請活動は平成16年度以降行っていない。（県議会の意見書提出、県知事名による要請は前回アンケートへの添付資料を参照）
岡山県		●			別紙（過去5年間の目撃情報の年度別推移）参照	H23、3、2津山市での土蔵倒壊事案	平成6年度から	なし	存じ上げません	国への申し入れあり。別添のとおり（津山の土蔵倒壊直後の要請書を送付）
島根県	＜資料のみ受領＞	●		資料から判断						
広島県		未回答								
大分県		●			大分県豊後大野市緒方町→清川村→千歳町	（被害報告）特になし。 （住民の声）騒音に対する苦情	2011年9月頃から、市町村等から報告を受けている件数で1年間に約35件	特になし	記録を取っている方は把握していない	特になし
福岡県			●							
熊本県		●			これまで新聞記事等はあるが、具体的な飛行コース記録等はない	過去に菊池市において家畜に被害があったということは聞いている。また、原因が米軍機の影響であるのか断定的なことは言えないが、牛の乳の出が悪くなったという話もある	目撃の開始時期は詳細には分からない。市町村役場等を通じ県に情報が寄せられるのは1年に1回あるかないか程度	新聞記事程度	特定の役所や個人に関する情報は有していない	今年9月県議会で議員からオスプレイに関する質問があった。また、10月12日に知事、県市長会、県町村会長連名で九州防衛局長に対して詳細な訓練内容や安全対策について情報の収集と提供、説明を求める申し入れを行った。市町村でも議会等で取り上げられているとの情報は聞いているが、詳細には把握していない。
宮崎県		●			平成22年度から平成24年11月末日現在まで、2件の情報を受領。1件は平成22年8月24日午後8時ごろ、えびの市上空を鹿児島県方向から熊本県方向へ飛行。自衛隊機でないことは確認できたが、米軍機か否かは確認できていない。もう1件は平成23年11月2日、高原町、小林市上空を飛行したとの住民情報。詳細は不明。	上記2件目については爆音で驚いたとのこと。なお、2件とも具体的な（物理的な）被害については聞いていない	①のとおり	ない	承知していない	把握している限りいずれも該当なし
鹿児島県		未回答								
沖縄県										

Q1⑦：収集資料の有無	Q1⑧：日米合意の遵守	Q2①：国からの説明	同：具体的記述	Q2②：国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③：国内外の二重基準への考え	同：「d）その他」の回答	Q2④：対応方針	同：具体的記述
	c	a	H24,7,21:中国四国防衛局:環境レビュー、オスプレイに関するパンフレット	b	—		e	H24,11,21中国地方知事会共同アピール:別添2
新聞記事は著作権の問題があるため、県から提供できません	c	c		—	a		f	従来から実施している米軍機の目撃情報の収集による監視を継続
平成24年10月2日 別添 大分合同新聞記事参照	c	a,b	a 九州防衛局の担当者から機体の概要、モロッコ・フロリダでの事故概要、日米合意事項など。B九州防衛局の担当者から上記資料を用いて	b	d	オスプレイの配備及び訓練についても外交、防衛政策に関することであり、日米安全保障条約の枠組みの中で、オスプレイの安全性に対する国民の不安や懸念を踏まえて日米両政府が判断すべきこと	f	国に対して、安全性に関する合意事項の遵守を求めると共に、訓練計画の具体的内容について説明を求めているところであり、その説明をしっかりと聞いた上で、国への要請等必要な対応を検討していく
	—	a,b	平成24年6月19日九州防衛局 地方調整課長から米軍「環境レビュー」の提供説明を受けた	a	d	国民の安全安心の確保が重要であり、日米両政府の合意に従って政府が責任を持って対応すべき	f	九州防衛局に対して低空飛行訓練に関する情報（飛行ルート、時期）提供を求めているところ
別添のとおり	c	a,b	a:・平成24年7月26日（環境レビューの資料） ・平成24年10月12日（9月19日に発表された安全宣言の内容、日米合同委員会による安全対策の内容） ・いずれも九州防衛局から。 b:時期は前問の回答に同じ、九州防衛局企画部（企画部次長）、上記資料の内容を説明	a「環境レビュー」の説明に際し、6本の飛行ルートへの言及はあった。	d	日米安保条約等防衛に関する事項は、国の専任事務であり、県としてオスプレイの訓練飛行を強制的に止めることはできないが、詳細な飛行ルートや訓練の内容について、いまだ十分な情報提供が行われておらず、関係自治体や住民の間に不安がある。その不安が払拭されることが何より重要であり、国に対しては不安払拭のために責任ある対応を求めているところである	f	オスプレイの飛行状況把握のため、目撃情報等を収集する。そのため市町村に対して情報の提供を要請した。11月9日
該当なし	c	a,b	平成24年6月に九州防衛局から米軍の環境レビュー（仮訳を含む）、オスプレイのパンフレットにより、オスプレイの概要や環境レビューの概要、航法経路における従来の訓練、今後のオスプレイによる訓練の見込み等について説明を受けた	a	d	オスプレイの安全確保策や飛行訓練計画（内容や実施時期等）については、国が責任をもって、米軍から情報収集や必要な協議を行い、国民や関係自治体等に説明し理解を得るべきである	b	
—		b	平成24年6月13日に防衛省職員が来県し、「MV-22の普天間飛行場 配備及び日本での運用に関する環境レビュー」の概要について説明を受けました	a ※上記環境レビューにおいて、MV-22の乗員が北部訓練場の地形飛行経路を使用することが必要となる場合も生じうるとされておりま	d	米国ハワイ州やニューメキシコ州において、米軍が一部訓練計画を取り下げたことなどについては承知しておりますが、これらの措置がいかなる背景によつてなされたのかについては把握しておりません。いずれにしても、米軍の運用等に際しては地元の意向が尊重されるべきであると考えます	f	平成24年10月9日付で内閣総理大臣に対しオスプレイの配備計画見直しについて要請を行っております

ピンクルート (20)		Q1:低空飛行の有無 ある ない		Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
青森県	黒石市	未回答							
	平川市		●						
	大鰐町	未回答							
秋田県	横手市		●						
	大館市	●		2～3年前大館市比内地域。何機でどのコースを通ったかはわかりません	にわとりが何羽か死んだ。航空機の音によるものかは断定できませんが	年に2～3日はあるのでは		わかりません	
	藤里町		●						
	北秋田市		●						
	仙北市		●						
	大仙市		●						
	由利本荘市		●						
	羽後町	未回答							
	上小阿仁村		●						
山形県	真室川町	未回答							
	酒田市	未回答							
	鮭川村		●						
	戸沢村		●						
	庄内町		●						
	鶴岡市	未回答							
	小国町		●						
新潟県	村上市		●						

グリーンルート (43)		Q1:低空飛行の有無 ある ない		Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
青森県	十和田市	未回答							
	田子町		●						
岩手県	八幡平市	未回答							
	滝沢村		●						
	雫石町	●		米軍機と思われる低空飛行 H24,8,10 9:45頃岩手山方向から南下(2機) H24,11,16 9:40頃岩手山方向から南下(4機)	騒音による具体的な被害報告無し。飛行コースには小学校もあり危険ではないかとの懸念が寄せられた(1度)	前期のとおり	なし	なし	県町村会にて
	西和賀町		●						
	北上市		●						
	奥州市	未回答							

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧:日米合意の遵守	Q2①:国からの説明	同: 具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③:国内外の二重基準への考え	同: 「d) その他」の回答	Q2④:対応方針	同: 具体的記述
	—	—		—	—		—	
	—	a	国からの資料を県を通じて入手。一般的に公表されている程度の内容。	b	d	無回答	b	
特に持っていない	c	a	県から。資料は別課に保管され内容は見えていない	—	c		—	
	c	c		—	b		b	
	—	a		a	c		f	市議会において配備撤回及び飛行訓練中止を求める意見書提出に関する陳情書を採択し、関係関係僚宛意見書を提出した。
	—	a	平成24年9月19日、防衛省、外務省、MV-22オスプレイの沖縄配備について（概要）	b	a		—	
	—	a	平成24年7月ごろ、東北防衛局から県を経由して、環境レビュー、オスプレイ資料、航法経路等。	a	a		a	
	—	c		—	c		f	現在のところ、本件にかかる対応方針は未定である
	—	a	H24年度、県危機管理課、空路経路等	b	b		a	
	—	a	県を通して、オスプレイの訓練推測ルート図(7/24、9/28)	b	a		a	
	—	c		—	b		b	
	—	c		—	b		f	特にない
	—	c		—	c		b	

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧:日米合意の遵守	Q2①:国からの説明	同: 具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③:国内外の二重基準への考え	同: 「d) その他」の回答	Q2④:対応方針	同: 具体的記述
	—	c		—	—		f	特になし
	—	c		—	a		f	今後も情報収集に努めるとともに、安全性の確保の観点や配備、低空飛行訓練等については、岩手県・全国的な事案であり、県及び県内市町村、町村会等の団体と行動を共にした要請の必要について見極めていく。また、10月31日付で岩手県町村会として別紙要望書を防衛大臣及び外務大臣へ提出している。
なし	c	c		—	c		b	
	—	c		—	b		—	
	—	c		—	c		b	

グリーンルート (43) ＜続き＞		Q1:低空飛行の有無 ある ない		Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
秋田県	小坂町		●						
	鹿角市	未回答							
	横手市	ピンクルートに記載(46ページ)。							
	東成瀬村		●						
	湯沢市	未回答							
宮城県	大崎市		●						
	加美町		●						
	仙台市		●						
	川崎町		●						
	蔵王町		●						
	七ヶ宿町		●						
	白石市		●						
	丸森町		●						
山形県	最上町		●						
	尾花沢市		●						
	東根市		●						
	天童市		●						
	山形市	未回答							
	上山市	未回答							
福島県	国見町		●						
	伊達市		●						
	相馬市		●						
	飯館村	未回答							
	川俣町		●						
	二本松市		●						
	浪江町		●						
	葛尾村		●						
	田村市	未回答							
	川内村	未回答							
	小野町		●						
	平田村		●						
	いわき市		●						
	古殿町		●						
	鮫川村		●						
	塙町		●						

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧:日米合意の遵守	Q2①:国からの説明	同: 具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③:国内外の二重基準への考え	同: 「d)その他」の回答	Q2④:対応方針	同: 具体的記述
	—	a	平成24年7月、米軍によるオスプレイ配備について(MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版)推測されるルート図(添付資料4)	b	a		a	
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	c		b	
	—	c		—	c		a	
	—	c		—	d	オスプレイの飛行訓練等については、事前に飛行ルートなどの具体的内容を明らかにするとともに、万全の安全対策を講じるよう、国として米国政府に強く要請すべきである。	b,d,f	(d)平成24年10月の東北市長会において議論がなされ、平成24年11月東北市長会として国に対し飛行訓練の安全確保に関して要望した。(f)仙台市議会においても、「米軍機オスプレイの国内配備及び飛行訓練に関する件」という意見書を内閣総理大臣、衆参議員議長、外務・防衛大臣に提出している。
	—	c		—	b		d	この問題に関して県や周辺自治体と議論していくこととなる。(時期は)未定。
	—	c		—	a		f	国・県からの具体的な飛行ルート等が示されていないため、対策は未定である。
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	c		f	
	—	c		—	b		f	
	—	a		a	b		—	
	—	c		—	b		b	
	—	—		—	—		—	
	—	c		—	d	十分な説明がない中では、受け入れがたいものの、国の安全保障の関わりも大きい。国、県の動向を注視し、近隣自治体と連携をとり対応。	b,c	
	—	c		—	d	県と連携、情報共有を行っていきたい	f	県と連携、情報共有を行っていきたい
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	a		f	議長名で国に対し、オスプレイの配備と市内上空での低空飛行訓練の中止を求める意見書を提出。
	—	c		—	d	地域住民が危険にさらされることのないような取り組みが必要と考える。	f	訓練が実際に当町において実施されるということになると対応していくことになる。今のところの対応・情報はない。
	—	—		—	—		—	
	—	c		—	d	情報がない中でお答えすることは難しいのでその他とさせていただきます。	f	国、県からの情報がないので、情報が入り次第検討したい。
	—	c		—	c		f	方針は定めていない
	—	c		—	d	防衛・外交については、国が責任を持って対応すべきと考える。	b	
	—	c		—	b		b	
	—	c		—	a		a	
	—	c		—	b		b	

ブルールート (31)		Q1:低空飛行の有無 ある ない		Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
山形県	鶴岡市	未回答							
	小国町	ピンクルートに記載(46ページ)。							
福島県	西会津町	未回答							
	柳津町		●						
	三島町		●						
	金山町	未回答							
	只見町	未回答							
	檜枝岐村	未回答							
新潟県	粟島浦村		●						
	村上市	ピンクルートに記載(46ページ)。							
	阿賀町		●						
	魚沼市		●						
	湯沢町		●						
	妙高市		●						
	糸魚川市	未回答							
群馬県	みなかみ町	●		米軍機かどうかの問い合わせは受けたことはあるが、詳しい内容は把握していない。	具体的な被害報告はない。住民の懸念などは把握していない。	把握していない。	ない。	承知していない。入手していない。	承知していない。
	沼田市		●						
長野県	栄村		●						
	木島平村		●						
	飯山市	●		米軍機が自衛隊機か不明だが、低空飛行することがある。	今のところなし	年2回くらい			
	山ノ内町	●		日時等は不明。場所は高社山北側斜面。	被害報告等はなし。	不明	なし	なし	なし
	中野市		●						
	信濃町		●	今後の飛行情報の収集につとめていく。					
	小谷村		●						
	白馬村	未回答							
	大町市		●						
	松本市	●		長野県安曇村は平成17年4月に合併し、現在は松本市ですが、情報については貴団体がまとめた通り)以下同					
富山県	黒部市		●						
	立山町	未回答							
	富山市		●						
岐阜県	高山市	●			添付資料3、岐阜県高根村の情報のみ				

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧:日米合意の遵守	Q2①:国からの説明	同:具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③:国内外の二重基準への考え	同:「d) その他」の回答	Q2④:対応方針	同:具体的記述
	—	c		—	a		f	現在対応方針等の検討に至っておらず回答できませんので、ご了承ください。
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	b		b	
	—	c		—	a		b	
	—	c		—	d	国からの説明・資料を求めたい。	b	
ない。	c	a	平成24年9月、北関東防衛局から、オスプレイ説明資料、環境レビュー、墜落事故報告書、沖縄配備等についての資料を提供された。	b	b		d	平成24年7月、周辺自治体連名で防衛大臣宛にオスプレイの安全性の確認について、要望書を提出している。
	—	a	H24年9月頃 北関東防衛局環境レビュー最終版(仮訳)	a	b		e	H24.7.25 要望書 ※別添のとおり。すでに国に安全の確認と説明の要請を行っている
	—	—		—	—		—	
	—	c		—	—		—	
	—	a		—	a		e	長野県市長会を通じ、国へ「安全性への懸念が払拭されるまでは訓練飛行をさせない」旨の要請をおこなっている。
なし	c	c		—	b		f	飛行訓練等に係るルートの資料収集を実施している。
	—	c		—	a		f	今後の動向を注視していく。
	—	a	H24、10月末、防衛省HP公開資料により	b	a		a,b	
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	a		b	
	—	c		—	a		a,e	本年9月、長野県市長会として、地元選出国会議員、県知事、県議会に対して、安全性への懸念が払拭されるまでは訓練飛行をさせないよう要望しました。
	—	a	11/12に県・防災危機管理課からオスプレイの飛行ルート(沖縄防衛局HPで公表)の資料の提供があった。	b	d	訓練内容に関する説明がないため現段階では回答できない。	f	本市における飛行ルートは山岳部であることが予定されていることから、騒音については把握が困難と思われるが、事故については、乗員も含めておこつてはいけなことです。現段階では、国・県を通じての情報交換を行っている。
	—	c		—	d	日米両政府が十分議論を尽くした上で結論を得るべき問題であると考えている。	f	日米両政府が十分議論を尽くした上で結論を得るべき問題であると考えている。
	c	c		—	a		f	特に対応することは、今のところ考えていない。

オレンジルート ⁽²³⁾		Q1:低空飛行の有無 ある ない			Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
和歌山県	日高川町	●			最近は、住民からの目撃情報は寄せられていない。年に数回の飛行訓練は行われている。	特になし	住民からの目撃情報はない。	なし	なし	ある
	印南町	●			役場庁舎内で確認。印南町役場内で確認できたのは、南西→北東、北東→南西方向に飛行するのを確認したことがある。日時等不明。1機～2機	被害報告なし。かなりの爆音を確認	10年以上前から確認している。年間10回程度。最近は少なくなってきた	なし	なし	日高郡町村会において、オスプレイ飛行訓練中止を要請。決議文等なし
	みなべ町		●							
	日高町	●			添付資料3の目撃情報以降なし	被害報告なし	添付資料3の目撃情報以降なし	なし	なし	・平成24年9月議会にて、「オスプレイ配備に反対の声を」との一般質問あり。 ・日高郡町村会として、絶対反対であるとの決議を行い、県を通じて国に要望していただきたいと知事に伝えている。
	白浜町	未回答								
	御坊市		●							
徳島県	三好市	未回答								
	那賀町	●			最近は、1年間程は、目撃情報はなし。15年ほど前には、多くの目撃はあった。	当時(15年程前)、山の尾根にすれすれに飛行し、爆音を周辺にまき散らしていた。最近よ、そういう危険性はない。		なし	なし	
	海陽町	●								
	徳島市		●	本市には該当ありません。						
	吉野川市	未回答								
高知県	安芸市		●							
	馬路村	●			記録なし 役場職員の記憶です。年間数回(ダムの上を飛行)昼間のみ	爆音はすごいが住民からの指摘なし	平成になってからではないか	なし	なし	なし
	香美市	未回答								
	大豊町	未回答								
	本山町	●			別途メール送付	最近の件では、県外からの移住者から子どもがおびえる旨の連絡がある。また、保育所でも子どもが泣き止まないなどの報告がある。	別途メール	写真あり、ビデオ嶺北平和委員会所有	役場以外は承知していない	幾度かあり、最近のもののメール添付
	土佐町	未回答								
	大川村	未回答								
愛媛県	いの町	●			2009年ごろ、いの町吾北地区で低空飛行事例あり。住民から「山にぶつかるかと思った」「何事かと思うほどの爆音がした」といった苦情あり。翌日高知新聞に記事がのったが、今回探したものの見つからず		目撃情報はほとんどない			
	今治市	未回答								
	東温市		●							
	西条市	未回答								
	新居浜市	●			日時:平成23年5月24日14時30分～15時30分頃、場所:別子山大野。米軍機2機を目撃。(南西→北東へ※アンケートに図示あり)	騒音大	平成21年8月から。目撃情報提供は年1～4回程度。	該当なし	該当なし	該当なし

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧:日米合意の遵守	Q2①:国からの説明	同:具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③:国内外の二重基準への考え	同:「d)その他」の回答	Q2④:対応方針	同:具体的記述
なし	c	c		—	—		e	郡町村会でオスプレイの低空飛行訓練に反対する決議をし、県を通じて国へ要望されたいと申し入れをした。
なし	c	c		—	b		e	
	—	c		—	c		e	「日高郡町村会 オスプレイ飛行に反対」でネット検索してください。地方新聞「日高新報」のWEBサイト
特になし	c	c		—	a		e	H24.9 日高郡町村会として「県を通じて国に要望していただきたい」と知事に伝えている。
	—	c		—	—		—	
	c	c		—	c		f	町議会において、MV22オスプレイ及びあらゆる米軍機の低空飛行訓練に反対する意見書が議決された。(H24.9月議会)
	—	c		—	—		f	徳島県と連携しながら対応していく。
	—	—		—	—		—	
	—	c		—	b		b	
なし	c	c		—	b		f	
多量にあり	b 学校、病院の上空、町の中心部を超低空飛行している	c	県に対して説明があったと聞いている。県から首長クラスへの説明会があった	—	a		e	別途メール
	c	c		—	a		f	現在高知県からの依頼で米軍機の低空飛行目撃例があれば報告をするようになっている。まだそうした例はないが、あれば県を通じて飛行中止を申し入れていく考えである
	—	—		—	—		—	
該当なし	c	c		—	c		f	

イエロールート (29)		Q1:低空飛行の有無 ある ない			Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
大分県	大分市		●	※現存する資料はありません。						
	豊後大野市	●			市内の緒方、清川、千歳地域の市民から、低空飛行の目撃情報があります。飛行ルートとしては、市内の山間部をぬうように飛行しているようにうかがえます。頻度については、情報がまちまちで、定期的に飛行しているようには、考えられません。	特にありません。	2011年8月～ 2012年7月まで20回の目撃情報がありました。	ありません。	ありません。	H24年9月定例会、オスプレイに関する一般質問あり。
	由布市		●							
	九重町	未回答								
	玖珠町	●			H23.12.6 16時頃 戦闘機3機が玖珠町大字古後平原地区を低空で飛行。	被害なし。	1回のみ	なし	なし	なし
	中津市	●								
	日田市	●			市民から市内の夜明地区で1機の戦闘機が低空飛行しているとの情報あり (H24 1月ごろ)	被害なし。	2012の1月ごろ	なし	不明	なし
	佐伯市		●							
	臼杵市	●			騒音に関する苦情等	特にありません	数回程度と思われます	ありません	いません	24年9月議会で一般質問をいただいています
福岡県	添田町		●							
	東峰村		●			現在のところない				
	うきは市		●							
	八女市		●							
熊本県 (次ページに続く)	山鹿市		●							
	菊池市		●							
	阿蘇市		●							
	南阿蘇村		●							

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧: 日米合意の遵守	Q2①: 国からの説明	同: 具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③: 国内外の二重基準への考え	同: 「d) その他」の回答	Q2④: 対応方針	同: 具体的記述
	—	b	H24.10.18、九州防衛局「MV－22 オスプレイに係る自治体説明会」。資料による説明。	b	c		b	
大分県について、大分合同新聞社が取り上げている。	c	b	九州防衛局	a	b		e	H24年度、大分県市長会より、大分県に要望、九州市長へ議案を提出している。
	—	a,b	a H24.10.18 九州防衛局(企画部長ほか)資料・MV-22オスプレイ・MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版・MV-22オスプレイの沖縄配備について b 同上	a	a		b	
なし	c	b	H24.10.18 九州防衛局が自治体に説明会を開催。	b	b		b	
	—	b	H24.10.18九州防衛局による「オスプレイに係る自治体説明会」において。機体の安全性の説明が主であった	a	c		f	九州防衛局に対し、地域住民の安全確保の観点から日本政府を通じて米側へ情報公開するよう要請するよう要望。情報が入った場合は速やかに県を通じて市町村に流すよう併せて要望した
なし	c	b		a	—		—	
	—	c		—	b		b	
ありません	c	b	24年10月18日九州防衛局より説明	b	c		f	現在具体的対応はありません
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	d	関係機関からの説明がないのでコメントできない	f	関係機関から説明等がないのでコメントできない
	—	c		—	d	特になし	f	特になし
	—	c		—	a		—	
	—	a,b	a)平成24年10月12日(熊本県庁)、九州防衛局より。※資料・オスプレイとCH－46との比較、環境レビュー最終版、モロッコ・フロリダ事故分析評価報告、訓練飛行ルートについて。 B)上記a)と同日、九州防衛局より上記資料の説明を受ける。	a	—		—	
	—	a,b	(a) 10/12 (金) 13:00～15:30、九州防衛局地方調整課。環境レビュー最終版、事故調査報告書。(b) 10/12 (金) 13:00～15:30、九州防衛局地方調整課。オスプレイの性能、イエロールート、事故調査報告による安全性確認。※国の安全宣言以降に、九州防衛局から県に説明に来る際に関係市町村も同席させていただきたいという申し入れのもと、10/12に県庁8Fで説明会が開催され、出席しました。22市町村の参加があり、質疑応答も設けていただきました。会の始めに県からの「申し入れ書」を九州防衛局企画部柏谷部長に受け取っていただきました。	—	c	県が防衛局に申し入れを行っているとおり、「詳細な飛行ルート及び訓練計画について、国で責任を持って情報を収集し、関係自治体に提供すること」ということを遵守すべき。	b,d	7月～8月にかけて、山都町、阿蘇市、水上村さんに電話で、オスプレイの低空飛行訓練の件について情報交換をした。
	—	a,b	a) H24.10.12 九州防衛局 MV－22オスプレイー米海兵隊最新鋭の航空機、他別添1～5。県庁での説明会。 B) H24.10.12 九州防衛局	a	c		b	
	—	b	10/12九州防衛局 飛行ルートの報告など	b	c		b	

熊本県 (続き)	高森町		●						
	山都町		●						
	美里町	●			緑川を下流から上流へ固定翼機が1機。日時は不明だが1回/週程度。20:00～21:00頃	住民から問い合わせはあった	2011年10月頃から多いときで1回/週	なし	なし
	八代市	未回答							
	水上村	●			本村は以前から米軍の訓練ルートであり、目撃情報が多い。イエロールートにおける旋回ポイントであり、江代地区方面から村域に進入し、湯山地区で旋回後、再び宮崎方向へ向かう模様である。	被害はないが旋回時の爆音がすごく、住民から多少の不安も感じられる。		なし	なし
	湯前町		●						
宮崎県	小国町		●	前回情報提供以降					
	椎葉村	●			イエロールートと同じ	特にない	相当前からあります。年に数回～数十回程度。	ありません。	ありません。
	諸塚村		●	わからない					
	日之影町	●			1年間に1回の頻度で、本町上空を縦断(南→北へ)。1機のジェット機による低空飛行。	爆音により、養鶏5千羽程度の圧死被害の報告あり。	いつごろからは不明。1年間に1回程度。	なし	なし
	延岡市	未回答							
	えびの市	未回答							

パープルルート ⁽⁵⁾		Q1①:低空飛行の有無 ある ない		Q1①:住民からの苦情の有無とその内容	Q1②:具体的な被害状況	Q1③:目撃情報の頻度	Q1④:写真等資料の有無	Q1⑤:記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
沖縄県	伊平屋村		●						
	久米島町		●						
鹿児島県	瀬戸内町		●						
	宇検村		●						
	十島村	未回答							

北方ルート、三沢用 ⁽⁹⁾		Q1①:低空飛行の有無 ある ない		Q1①:住民からの苦情の有無とその内容	Q1②:具体的な被害状況	Q1③:目撃情報の頻度	Q1④:写真等資料の有無	Q1⑤:記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
北海道	浦河町	●		前回調査時と同様です。以下同じ。					
	上ノ国町		●						
	松前町		●					ない	ない
岩手県	久慈市		●						
	宮古市	未回答							
	釜石市		●	←(※ただし、平成11年1月21日に市内山林に米軍機が墜落、低空飛行だったのか、パイロットの人的ミスだったのかは不明。)					
	大船渡市	未回答							
	盛岡市		●						
	花巻市		●						

	—	a,b	10/12九州防衛局(飛行経路、回数、安全性について)	a	b		b	
	c	c		—	—		—	
なし	c	b	2012.10.12 九州防衛局から県市町村職員を対象	a	c		a	
	b 住居地での目撃情報も多数あるため。	a,b	10月12日、オスプレイに関する九州防衛局からの説明会、「MV-22 オスプレイ」	a	c		a,b	
	—	b	10月12日、九州防衛局、熊本県下の防災担当等に周知され、報告書等により説明あり。	a	c		f	国レベルの話なので、防衛省と米国で協議を行い、何らかの道筋が出るのではないと思われる。
	—	b	H24.10.12 九州防衛局より現在の状況について。低空飛行というよりイエロールートについて若干説明があった程度。	a	b		b,f	H24.10.12に九州防衛局長宛に熊本県、同県市長会、同県町村会より申し入れを行った。
ありません。	c	b	H24.11.16 (金) 9:00～ 九州防衛局から説明を受けた。	a	c		d	
	—	b	11月16日 九州防衛局より副村長が説明を受けた	b	—		b	
なし	b 前問の事例	b	H24.11.15 (水) 防衛省九州防衛局、来庁し資料を用いて直接説明。	b	a,c		f	説明を受けた際、訓練コースの変更または中止を口頭により直接要望した。

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧:日米合意の遵守	Q2①:国からの説明	同:具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③:国内外の二重基準への考え	同:「d) その他」の回答	Q2④:対応方針	同:具体的記述
	—	c		—	c		f	
	—	c		—	a		e	
	—	b	H24.11.12 町長他4名、オスプレイの概要等の説明	a	b		b	
	—	b	11月12日、九州防衛局企画部次長、オスプレイの安全性など、瀬戸内町と合同で説明を受けた。	b	c		a,f	飛行実態を住民より情報提供を求めている。

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧:日米合意の遵守	Q2①:国からの説明	同:具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③:国内外の二重基準への考え	同:「d) その他」の回答	Q2④:対応方針	同:具体的記述
	—	c		—	a		a	
	—	c		—	—		—	
ない	c	c		—	c		f	特になし
	—	c		—	b		d	H24年10月23日開催の東北市長会議において、「飛行訓練の安全確保に関する決議」が採択された。
	—	c		—	—		b	
	—	c		—	d	国民の意向に十分に配慮するとともに、安全性について十分な説明を行うべきである。	d	平成24年9月に、岩手県市長会としてオスプレイの飛行訓練について安全確保を求める決議を行い、国に提出した。
	—	c		—	—		—	

ブラウルート (36)		Q1:低空飛行の有無 ある ない		Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
兵庫県	豊岡市		●						
	丹波市		●						
	朝来市	●		合併(平成17年4月)後は、目撃情報なし。合併前には、旧生野町及び旧朝来町で頻繁に目撃されている。二機編成で、西から生野ダム方面へ飛行。	爆音以外の被害は特に聞いている。	始まりの時期は不明。合併以前、旧生野町で月平均2 ～ 3回。	なし	なし	平成24年9月議会で、本市における米軍機低空飛行訓練の現状についての一般質問があった。国への申し入れ等はしていない。
	養父市		●						
	香美町		●						
	宍粟市	●		H23.3.2…目視はしていないが、轟音に恐怖を感じた(住民から通報)、H23.5.20…目視なし、轟音のみ、H23.7.6…東から南西へ旋回、高度は推測で500m、所属不明1機、H23.9.26…西から北東へ旋回、高度は推測で500m、所属不明1機、H23.11.2…南西から北東へ、高度は推測で500m以上、所属不明1機(最初の1件を除いて住民からの通報なし)。※H23に集中している。H24は現時点で該当なし。	H23.3.2が一番大きな轟音で、精神的被害はあったが、物的被害はなし。	H23に集中して発生。5回。	なし	なし(問①程度の記録は市で保管)	なし
	佐用町	●		低空飛行はあったが、米軍機かどうかわからない。以下兵庫県へ報告しています。確認してください					
鳥取県	若桜町	●		別添参照	低空飛行による住民報告は今現在挙がっていない。爆風はないが、爆音・轟音は低空飛行確認時にはおおよそ発生している	発生時期は古くからあり、記録として残っているのは平成15年から。頻度については別添参照	なし	別添記入のとおり、役場総務会で記録している	前回の9月議会定例会で議論にのぼった。今後、関係自治体や県と連携を図り、国に対して要請を行いたい
	八頭町		●						
	智頭町	未回答							
	鳥取市	●		不明	特に無し	一年に一日あるか無いか	無し	わかりません	無し
	三朝町		●						
	日野町		●						
	日南町	●		苦情、目撃情報は寄せられていない。	被害報告は特にない。	年に数回。	ない。	把握していない。	別紙のとおり。H10年、H24年に意見書を提出している。
岡山県	西粟倉村		●						
	奈義町	未回答							
	津山市	●		日時:平成23年3月2日午後、地名:津山市域、方向:東から西方向	津山市上田邑(かみたのむら)地内、民家の土蔵1棟倒壊	不明	なし	なし	市議会において議員質問あり、外務大臣及び中四国防衛局長に対し、津山市町名で要請書を提出。
	鏡野町	●		旧上斉原村、旧富村が1996年に報告しているとおりで、その後情報はない。又、同時期に旧奥津町でも飛来があった。	なし	1996年の報告のとおり	なし	なし	なし
	真庭市		●						
	新庄村	●		不明。音が聞こえる。2 ～ 3 ヶ月に一度位	ない	不明、年3、4回	なし	なし	なし
	新見市	未回答							

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧:日米合意の遵守	Q2①:国からの説明	同:具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③:国内外の二重基準への考え	同:「d) その他」の回答	Q2④:対応方針	同:具体的記述
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	d	答えられない	f	特にない
なし	c	c		—	b		a	
	—	c		—	d		f	
	—	c		—	b		f	国や県からの情報を踏まえ検討する
なし	c	c		—	b		a	
	—	—		—	—		—	
なし	c	c		—	a		—	
	—	—		—	—		—	
無し	c	c		—	b		b	
	—	c		—	—		—	
	—	c		—	a		f	特になし
なし。	b 学校、病院関係なく、上空を飛行している。	c		—	a		b	
	—	—		—	b		—	
添付	c	c		—	d	回答は控えていただきます。	b	
なし	c	c		—	a		f	現時点では、何もしていない。
	—	c		—	b		a	
なし	c	c		—	b		—	

ブラウルート (36) ＜続き＞		Q1:低空飛行の有無 ある ない		Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請	
島根県	奥出雲町	未回答								
	飯南町	●			なし	今年の6月18日に3回の飛行騒音を確認しました。米軍かどうかの確認は取れていませんが、県の消防防災課へは報告しています。3回のうちの最後1回は、「会話の声、テレビの音が聞こえない」くらいの音でした。	2012年6月、3回。	なし	分かりません。	ありません。
	美郷町		●							
	川本町	●			苦情は特になし。月に2～3回程度の飛行あり。	特になし	いつごろかは不明。年20回程度。	なし	担当者が記録	今のところなし
	邑南町	●			町民と役場による目撃や騒音の情報を記録している。内容は、日時、場所、飛行方向、機数、音の状況、高度等。H23は44件、H24は10月までで50件となっている。	S58～H4において、窓ガラスが破損する等の直接的な被害があったが、近年はない。				
	浜田市	●			別添のとおり	なし	別添のとおり	少しあり	なし	議会での質問はあるが、決議文等の採択はない
	益田市	●			別添のとおり	なし	残っているデータでは平成11年から記録。詳細は別添のとおり	なし	米軍の低空・戦闘訓練飛行の即時中止を求める益田地域連絡会	騒音測定装置について、上記⑤会長から請願を受け、議会で採択された。
津和野町		●								
広島県 (次ページに続く)	庄原市	●			年間10件程度の目撃情報が寄せられています。	具体的な被害報告はありません。	手元の資料は平成16年度のものがあり、これまでの平均は年間10件程度である。	ありません。	ありません。	ありません。
	三次市	●			H23、12月20日、三次市作木町にて2機、FA18戦闘機、作木小学校の真上を超低空飛行。H24、9月27日、三次市作木町にて1機、ハリアー、作木小学校上空を低空飛行。	学校上空を飛行しており、児童・生徒の恐怖心が増大している。	10年以上前から。目撃件数:H19年47件、H20年85件、H21年20件、H22年45件、H23年36件。	ない。	広島県下、統一した様式において目撃情報の収集を実施している。	ある。別紙参照。
	安芸高田市	●			爆音による心的不安		平成19年度～資料あり			
	北広島町	●			平成24年11月20日(火) 10:50～11:03、北広島町役場芸北支所で目撃　ホーネット 南西から北東　北西から南東へ低空で2機飛行、など調査票に記入	具体的な被害報告は受けていない	約800件	写真あり	町内4カ所で目撃情報を調査票に記入してもらっている	別紙のとおり
	安芸太田町	●			爆音確認日時の情報提供	実害報告なし	ほぼ毎年。回数100回/年以上	なし	情報提供者有り。入手中	

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧:日米合意の遵守	Q2①:国からの説明	同:具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③:国内外の二重基準への考え	同:「d)その他」の回答	Q2④:対応方針	同:具体的記述
なし	c	c	島根県の対応として文書があった。	—	c		e	県に問い合わせてください。
	—	c		—	c		—	
なし	a 本年6月の際、1度超低空飛行があったのみ	c		—	a		d	3市2町で構成している「飛行騒音等対策連絡会」で話題にのぼる。
	—	—		—	a		b,d	(d)H24.7月島根県町村会
別添のとおり	b	c		—	d	浜田市への影響は現段階わからないが、市民の皆さんが不安と恐怖を感じることはないようにしてもらいたい	f	まずは詳細な情報開示を求める
別添のとおり	b	c		—	b		a,b,d	(d)平成24年10月23日、石見地区在日米軍機飛行騒音等対策連絡会議
	—	c		—	b		f	島根県町村会として緊急声明を発表(7/26)。国に対する働きかけを県知事に要望。
ありません。	c	c	県による説明会は開催された。	—	b		f	現在検討中です。
別紙参照	b 別紙、中止要請文参照	c	※県より概要説明は受けた。	—	a		e	県として、H24、7月24日に抗議文を手交。
	b 県名における実態報告より。	a		a	d	具体的見解が示されていない為回答を差し控える	f	③と同様
	c	b	9月　中四国防衛局　資料をもとに説明。	—	a		a	
	c	c		—	—		—	

広島県 (続き)	廿日市市	●			本市では、平成19年度から、米軍機低空飛行目撃情報を集め、広島県に報告しております。広島県がその各市町の状況を取りまとめ、国等に対して低空飛行訓練の中止要請を行っております。なお、目撃情報の件数は次のとおりです。19年度(日数) 25日(件数) 52件、20年度102日258件、21年度86日184件、22年度118日300件、23年度168日874件	平成22年度に市内の乗馬クラブにおいて、低空飛行する大型ヘリコプターの音に馬が驚き、落馬した事故があった。	①のとおり	ありません	市民の皆さんは匿名でお電話をくださいます	①のとおり、低空飛行に関しては、広島県が国等へ要請しております。広島県のHPを参考にしてください。
	広島市	●			(平成19年度～平成24年度(上半期のみ)の目撃件数(目撃実日数)) H19:43件(4日)、H20:3件(3日)、H21:1件(1日)、H22:11件(5日)、H23:3件(3日)、H24(上半期のみ) :4件(4日)		①参照			別添市長コメント等履歴参照

その他 ⁽¹⁰⁾		Q1:低空飛行の有無 ある ない		Q1①: 住民からの苦情の有無 とその内容	Q1②: 具体的な被害状況	Q1③: 目撃情報の頻度	Q1④: 写真等資料の有無	Q1⑤: 記録者の有無	Q1⑥:議会での動き、国への要請
群馬県	片品村	未回答							
	渋川市	未回答							
	前橋市	未回答							
長野県	辰野町	未回答							
	南箕輪村		●		2011年～				
	大鹿村	●			20年以上前のことで、その当時の職員は退職しておりよくわかりません。	不明	なし	不明	不明であり困難
	野沢温泉村	●			過去においてあったようであるが、記録がなく詳細は不明です。				
	飯田市	未回答							
	伊那市		●						
	小谷村	未回答							

	c	c		—	a		e	
	—	c		—	d		f	(③④) 国の対応状況や広島県の動向を見つつ、市民生活に影響を及ぼすような事態が生じる場合は、市民の安全・安心を守る立場から、国に対し適切な対応を求めたいと考えている。

Q1⑦:収集資料の有無	Q1⑧: 日米合意の遵守	Q2①: 国からの説明	同: 具体的記述	Q2②:国の資料にオスプレイ含まれるか	Q2③: 国内外の二重基準への考え	同: 「d) その他」の回答	Q2④: 対応方針	同: 具体的記述
	—	c		—	a,b		f	県では国に中止要請を行っているが、当村では予定なし。
なし	c	c		—	—		—	
	—	c		—	a		f	村議会から内閣総理大臣あてに意見書を提出した。(別紙)
	—	—		—	—		—	

おわりに

全国の情報を集めてみると、地域ごとに状況が大きく異なっているという印象を持ちます。特に従来の低空飛行訓練についての切実さは、飛行回数も含めて、相当異なります。運動的な課題は、地域の現状に即して考え、優先度を考えながら取り組んでいくことが大切です。本冊子の後半に資料として収録したアンケートの総表・一覧は、その際に、個々の自治体による現状を把握するうえで、参考になるはずです。各地の運動に生かしていただければありがたいです。

3月6～8日、そして、3月19～22日とオスプレイが相次いで岩国基地に飛来し、オレンジ・ルートを使用しての飛行を開始しています。今のところ、遠慮気味のスタートではありますが、これに対する自治体の反応によっては、より傲慢な形での訓練に変わっていくことが予想されます。本アンケートの結果も生かしながら、全国的なオスプレイ配備と低空飛行訓練反対の世論形成を急がねばなりません。

なお、本アンケート調査は、NPO法人ピースデポに委託をして実施したものです。